

北山本門寺所蔵『開目抄要文』について

本 間 俊 文

一、はじめに

日蓮聖人直弟子の一人・白蓮阿闍梨日興（一二四六―一三三三）が書き遺した文献は、文書・記録・典籍・曼荼羅本尊など、多種多様な形態で今日まで数多く伝来しており、その現存数は同時代を生きた他の直弟子に比べて圧倒的に多い。これらの日興文書は、近年興風談所より刊行された『日興上人全集』⁽¹⁾（以下『興全』と略記）、『日興上人御本尊集』⁽²⁾の両書に網羅的に集成されて周知のものとなっている。さらに両書刊行後も、新出日興文書の報告や既出文書の再検討が相次いでなされるなど、⁽³⁾初期日興門流は日蓮教団史研究の中でも最も大きな進展を見せている研究領域の一つと言えよう。

ところで、日興文書と伝えられるものの一つに、『開目抄要文』⁽⁴⁾と称する文献がある。本書について、『日興門流上代事典』（以下『上代事典』と略記）では、次のように解説している。

文永九年（一二七二）二月の宗祖遺文『開目抄』の中に引用されている諸経論等の文を順番に列記したもので、それ以外に数カ所宗祖の地の文が記入されている。要文の内容や順序等から、現行の『開目抄』とほぼ同内容のものからの抜書と判断されるが、多少の脱落等があり、部分的には日乾書写本と相似するところもある。⁽⁵⁾

右の解説の如く、本書は日蓮遺文『開目抄』に引用される経論釈等の文を抜粋した、いわゆる「要文集」であ

り、正本は現在北山本門寺に所蔵されている。日興には『安国論問答』（上条大石寺所蔵）・『諸宗要文』（西山本門寺所蔵）・『法門要文』・『玄義集要文』（以上、北山本門寺所蔵）等、要文集としての性格を有する文献が多数現存しているが、『開目抄要文』もまたこれらの要文集と比類の史料である。

しかし、『開目抄要文』は終始『開目抄』からの抜粋のみで構成される故か、本書に触れた先行研究はごくわずかである。『仏書解説大辞典』によれば、『開目抄要文』の項目に「大日本仏教全書続刊予定書目」と記載されていて、当初『大日本仏教全書』に翻刻文が掲載予定であったようだが、結果的に『大日本仏教全書』では翻刻文の掲載が見送られている⁷⁾。また堀日亨氏は本書を「まったく正筆なれども全開の要なきゆえに略す⁸⁾」と評し、さらに『興全』においても奥書部分の影印と釈文が収録されるに留まっている⁹⁾。そんな中、昭和四十四年（一九六九）に毎日新聞社が主催した「日蓮聖人展」において北山本門寺所蔵の『開目抄要文』が出品され、同展図録に本書本文の一部が図版で掲載されているのは貴重であるが¹⁰⁾、現時点では『開目抄要文』の全貌は一般公開されるに至っていない。

しかし、『開目抄要文』は要文集とはいえ、二大部あるいは五大部の一つに数えられ、「人開顕の書」として尊重される日蓮遺文『開目抄』の面影を今に伝える貴重な中世文書である。特に、これまで史料的制約から未だ多くの課題を残している初期日蓮教団の学問研鑽状況¹¹⁾の解明に裨益し得る史料であり、そのような観点から本書は高い文献的価値を有していると言えるのである。

この度、幸運にも北山本門寺当局許可のもと、同寺所蔵『開目抄要文』を調査する機会を得た。本稿は、従来あまり取り上げられることがなかった『開目抄要文』に着目し、今回の調査結果をもとに、本書の書誌・筆者・内容・日蓮遺文『開目抄』との関係性等、本書が抱えるいくつかの課題について若干の考察を行うものである。また、本稿後半には『開目抄要文』全文の翻刻を収録したので、併せて参照されたい。

二、『開目抄要文』の書誌と伝来について

北山本門寺所蔵『開目抄要文』の寸法は、縦二七・八cm×横一七・五cmである。現状糸綴じがはずれて一箱にまとめて保管されているが、本文中に「開目抄要文上」「開目抄要文下」との内題があり、それぞれの末に表紙に付されていたと思われる見返紙が現存していることから、元々は上下二冊に分かれた冊子本の形で製本されていたようである。その装訂は袋綴で、綴じ穴跡の数から四つ目綴であったことがわかる。上巻は墨付一〇丁、下巻は墨付一八丁である。

上巻に識語等はないが、下巻には一六丁裏の本文末に「開目抄要文上下 正和六年二月廿六日 於御影堂 日堯」との奥書があり、少なくとも本書は正和六年（一二二七）二月二十六日以前の成立であることが看取できる。ただし、この奥書には若干の問題があるため、この点については後述したい。次いで、一七丁表には他筆による書き入れが二箇所あり、一七丁裏には他筆による『金光明経』の文が加筆されている⁽¹²⁾。さらに一八丁表には他筆で「正仲二年閏正月九日」との日付があり、巻末の一八丁裏には「此開目抄要文^下、日興上人真筆也、富士山本門寺根源之重宝常住為後代玉童日延記之（花押）」と、北山本門寺第十三世玉童院日延（一五九五—一六七四）による日興筆とする極書が加筆されている。今挙げた下巻一七丁～一八丁にかけての他筆五箇所は、その筆致からすべて別筆と判断される。これらの内、一八丁表に見られる他筆「正仲二年閏正月九日」は日興在世中の年月日（正中二年＝一三二五年）であって特に注目されるが、現状これが何の日付を指しているのかは不明である。これらの箇所については、本稿後半に掲載する図版を参看されたい。

また、本文に付される訓点の筆者については特定困難だが、訓点の内、下巻二丁裏一〇行目の「得」・同八丁裏六行目の「僭」・同一二丁裏六行目の「不」に付されるレ点には、室町時代以前に記されたと思われるレ点の特徴が見られる⁽¹³⁾。その一方で、下巻一五丁裏一行目最下部の字「論」に付される送り仮名「トモ」は、料紙の欠損部分を避けて「論」字の左下に付されていて、料紙が欠損した後付されたものと考えられる。料紙の欠損時期等

の問題はあるが、おそらく本書に付される訓点には、複数の筆が混在しているものと想定される。さらに、本文中には合点が八箇所付されており、これらはすべて聖人の地の文の始まりに付されている。

なお、京都要法寺には本書の写本が上下一冊の形で所蔵されている。筆者は定かではないが、筆致が北山本と瓜二つで、なおかつ北山本における欠損部分も筆でなぞって写していることから、要法寺本は北山本の影写本と見られる。ただし、要法寺本では北山本に見られる他筆による加筆部分等、書写されていない箇所もいくつか確認できる。

続いて、『開目抄要文』の伝来について少々述べておきたい。北山本門寺・西山本門寺の両山和融が試みられていた中世末期、西山本門寺第十三世妙円坊日春（一一六一）は甲斐国の大名武田勝頼に訴えかけ、天正九年（一五八一）三月に勝頼の家臣増山権右衛門らと通謀して北山本門寺の寺宝百余点を没収させるという事件が勃発した。当時の北山本門寺住持であった第十世日殿（一五二五―一五八二）は甲斐に至り再三返還を訴えるも受け入れられなかったが、天正十年（一五八二）十二月には徳川家康によって寺宝の返還が裁決され、没収された寺宝の一部が北山本門寺に還付されたと伝えられている。¹⁴この時に還付された寺宝の一覧を記した目録には「一、日興上人 御自筆 開目抄要文 三卷^(ママ)¹⁵」との記述が見られる。つまり、本目録の記述に従えば、『開目抄要文』はこの頃西山日春らの企てによって一旦北山本門寺から持ち出され、その後再び同寺に所蔵されたということになる。ただし、本目録について堀日亨氏は「此の抄録の文書は年月日あれども当時用ひたるものとも見へず、又入文に怪しむべきありて全く其の正偽を知らず¹⁶」と、文献的な信憑性に疑義を呈しているため、この点は注意しなければならぬ。先述の通り、『開目抄要文』には北山本門寺第十三世日延の極書が見られるため、少なくともこの時点では本書が同寺に所蔵されていたことは確実だろう。

三、『開目抄要文』の筆者について

本書の筆者については、下巻一八丁裏の日延極書が示す通り日興筆と伝えられ、それ以降に成立した北山本門

寺伝来の寺宝目録等⁽¹⁷⁾にも伝統的に日興筆として扱われてきた。それを受けて『日蓮宗学章疏目録⁽¹⁸⁾』・『仏書解説大辞典』・本満寺刊『開目抄⁽¹⁹⁾』・『興全』・『上代事典』等の諸書においても、『開目抄要文』をいずれも日興筆として位置づけている。しかし、現状の『開目抄要文』を通覧してみると、日興自身の自署はなく、日延極書以外に日興筆と断定する記述を見出すことはできない。また前掲の諸書においても、筆者を日興に比定する理由については述べられていない。つまり、現時点では『開目抄要文』を日興筆と断定する明確な根拠は提示されていない状況にある。

その一方で、先行研究の中には日興筆を否定する見方も見受けられる。その根拠として挙げられるのが、下巻一六丁裏にある「日堯」との署名を含んだ奥書の存在である。例えば稲田海素氏は、明治三十五年（一九〇二）十二月十七日に寺宝調査のために訪れていた北山本門寺で本書を披見して、「其奥書に正和六年二月二十六日於御影堂日堯とあり、されば興上足の御直本にあらざること明なり⁽²⁰⁾」と評し、また宮崎英修氏も本書を実見して、「『開目抄要文』は北山本門寺で拝見した所によると表に「開山御筆」とあり本書の要文を集めたものであるが、抄者は日堯（不詳）と云われる人で興師の自筆ではなかったが鎌倉末期の興門の古い讚仰資料であることは問題ない所である⁽²¹⁾」と指摘している。さらに渡辺宝陽氏は「白蓮日興によつて『開目抄要文』が書写されているが、同師による論述と確証されるものは現存しないようである⁽²²⁾」と述べている。

このように、『開目抄要文』の筆者については早くから疑義が呈されているにも関わらず、これまで十分な検討は行われてこなかった。近時、従来日興筆と伝承されてきた大石寺所蔵『御筆集』の筆致を検討した小林正博氏・坂井法暉氏による一連の研究⁽²³⁾で、同書が日興筆ではなく別人の筆であることが指摘されているが、『開目抄要文』もまた同様の検討が求められる史料と言えよう。そこで、『開目抄要文』の文献的価値を明確化するために、ここでは改めて本書の筆跡を検討し、『開目抄要文』の筆者特定を試みたい。

まず、筆跡検討を行う上での留意点について、坂井法暉氏は次のように述べている。

字形の時代性、同時代の人物の筆勢が類似することがままみられることである。（中略）例えば同じ日蓮の膝

下で、同じテキストを用いて修学していたという共通項があった場合、さらに文字が似通ってくる可能性は十分に考えられるのであって、筆跡研究を行うにあたっては、そうしたことを十分に留意しなければならぬと考える。よって類似する文字を数点列挙しただけでは、同一者の文書であることを立証するには根拠不十分であり、特徴的な文字を見いだし客観性をもつ論証につとめなければならぬだろう。²⁴⁾

坂井氏の指摘は、筆跡を視座とした筆者特定作業を進める上で重要な方法論である。この指摘を踏まえ、本稿では先行研究において日興の特徴的な文字とされるもの、あるいは先行研究で対照されたことのある文字・語句を中心に選択し、『開目抄要文』と筆跡を照合した。その一覧が表一である。表一の上段には確実な日興文書の文字、下段には『開目抄要文』の文字を配置した。

【表一】日興文書と『開目抄要文』との筆跡対照

語句	日興文書				開目抄要文
法華経					
無量義経					
涅槃経					
釈迦					

語	身	悪	御	見	興	仏	男子	止観	天台

道	本	善

《凡例》

「日興文書」項で用いた影印の略称・出典は左記の通りである。

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 安……『安国論問答』 | 『興全』より転載 |
| 高……『高麗・新羅・百濟事』 | 『興全』より転載 |
| 諸……『諸宗要文』 | 『興全』より転載 |
| 内……『内外見聞双紙』 | 『興全』より転載 |
| 法……『法門要文』 | 『興全』より転載 |
| 玄……『玄義集要文』 | 『興全』より転載 |
| 遷……『宗祖御遷化記録』 | 『興全』より転載 |
| 弟……『弟子分帳』 | 『興全』より転載 |
| 卿……『卿公御返事』 | 『興全』より転載 |
| 一……『日興写本』『一代五時鷄凶』(保田妙本寺所蔵) | 興風談所架蔵写真より転載 |
| 本……『日興写本』『本尊問答抄』(北山本門寺所蔵) | 日蓮教学研究所架蔵写真より転載 |
| 頼……『日興写本』『頼基陳状』(北山本門寺所蔵) | 日蓮教学研究所架蔵写真より転載 |
| 五……『日興写本』『一代五時鷄凶』(北山本門寺所蔵) | 日蓮教学研究所架蔵写真より転載 |
| 撰……『日興写本』『撰時抄』(北山本門寺所蔵) | 日蓮教学研究所架蔵写真より転載 |

善……日興写本『善無畏抄』（京都本圀寺所蔵）

曾……日興写本『曾谷二郎入道殿御報』

（北山本門寺所蔵）

池田令道「本圀寺蔵日興本『善無畏抄』の考察」（『興風』
第二七号、興風談所、二〇一五年）より転載

日蓮教学研究所架蔵写真帳より転載

表一を見てわかる通り、全体的に筆致が類似していることが看取できる。特に「無量義経」「釈迦」「止観」「仏」「道」「本」「善」等は酷似していると言えよう。日興写本の特徴について茂田井教亨氏によれば、日興は同じ字を書くにも変体仮名など色々な字体を書き分けていると指摘している。⁽²⁵⁾これは字形においても同様で、日興は「釈迦」「仏」等で数種類の異なる形の「之繞」⁽²⁶⁾や「人偏」⁽²⁷⁾を用いているが、その型までも一致している。既に堀日亨氏は本書を「まったく正筆」、つまり日興筆と断定しているが、この度の筆跡対照の結果を見ても『開目抄要文』は堀氏が指摘する通り日興の筆であることが濃厚である。また、本書が日興門流の拠点寺院の一つである北山本門寺に古くから伝来している点も考慮すべきであろう。

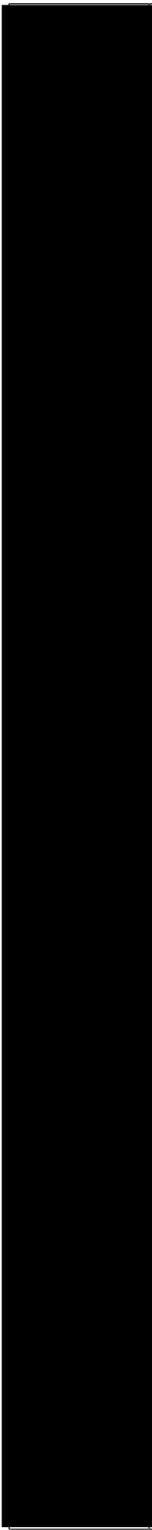
なお、冠賢一氏の研究によれば、『開目抄』諸写本の校異箇所を比較対照した結果、書写年次の早い写本である日道本・日出本・日存本・平賀本では、それ以降に書写された諸本と比べて仮名の漢字化・和文の漢文化が顕著という共通の特色を有していることを指摘している。⁽²⁷⁾『開目抄要文』の内容は主に経論釈の文で構成されるため、仮名や和文で記される箇所が少ないが、本書には一部聖人の地の文も抄録されるので、その箇所に着目して漢字化・漢文化された箇所を数えてみると、その数は漢字化が五一箇所、漢文化が九箇所見られる。冠氏が対照した『開目抄』の分量と『開目抄要文』の分量がそもそも大きく異なるため、ここでの数量を単純に比較することはできないが、それでも『開目抄要文』内の聖人の地の文の量と漢字化・漢文化箇所の比率から見て、本書もまた冠氏が指摘する漢字化・漢文化が顕著な写本という範疇に当てはまると判断してよいだろう。⁽²⁸⁾つまり、本書もまた日道本・日出本・日存本・平賀本と同様に書写年次の早い写本の一つである可能性が高いと考えられるのである。

本書の筆者を日興に比定する直接的な根拠とはならないが、史料の成立年代推定につながる一つの指標として、冠氏の指摘は重要である。

以上、史料の筆跡・年代・伝来の観点から総合的に勘考して、『開目抄要文』は日興の執筆と見てまず間違いないと考える。

しかし、ここで改めて問題となるのが、下巻一六丁裏の「開目抄要文上下 正和六年二月廿六日 於御影堂 日堯」という奥書の存在である。ここに見える日堯の事蹟については全くの不明だが、上述の通り、稲田・宮崎両氏はこの奥書を筆者による奥書と捉え、『開目抄要文』自体を日堯筆として位置づけている。しかし、本書を実見すると、本奥書部分の墨色が本文と若干異なっているように見える。また、対照可能な文字自体が少ないが、試みに奥書に記される「日」と本文中の「日」の文字を対照してみると、その筆致は同一のものとは言い難い（表二参照）。したがって、本奥書は本文とは別筆の可能性が高いと考えられる。

【表二】『開目抄要文』における「日」字の対照

奥書の「日」	本文中の「日」
	

本書の一部を収録する『静岡県史』では、稲田・宮崎両氏と同様に『開目抄要文』を日堯筆と判断して「日堯、開目抄要文を書写する」⁽²⁹⁾と解説しているが、前述の通り本文は日興筆であり、奥書は日堯が後年に書き入れたと考えられることから、これは否定されよう。そして「正和六年二月廿六日 於御影堂」という奥書部分の解釈については難しいが、これまでの検討を通して『開目抄要文』と奥書の関係性を推察すると、おそらくは日興が執

筆した『開目抄要文』を、正和六年（一三一七）に日堯が御影堂において譲与され、その旨を日堯が加筆したのではなからうか。あるいは日堯が本書に訓点を書き加え、その際に奥書を加筆した可能性も想定されるが、上述した通り本書の訓点には複数の筆が混在していると思われることから、現状訓点加筆と日堯奥書の関連を裏付けることは困難だろう。

よって、日興が『開目抄要文』を執筆したのは、少なくとも正和六年以前と見られるのである。

四、『開目抄要文』の内容と底本について

前述した通り、『開目抄要文』は日蓮遺文『開目抄』の中に引用される経論釈等の文を抄録し、順番に列記したもので、日興自身の文言は記述されていない。『開目抄要文』に抄録される経論釈等は、ほぼすべて「〇〇云」等の書き出しのもとに引用され、その数は上巻七七項目、下巻一一二項目、計一八九項目の経論釈等で構成されている。この内、上述した『上代事典』にも解説されるように、聖人の地の文も一部抄録されており、一八九項目中一三項目がそれに該当する。これらの聖人の地の文は、その直前に引用される経論釈の文を解説あるいは補足するために抄録したものと見られる。『開目抄要文』に抄録される経論釈等の各項目は、経論釈の題号を料紙の一番上から書き出し、経論釈の引用文は一字下げて書き出し、さらに聖人の地の文は二字下げて書き出すという規則のもとにほぼ一貫して記載されている。

ところで、『開目抄要文』では『開目抄』に引用される経論釈がすべて抄録されているわけではない。『昭和定本日蓮聖人遺文』⁽³⁰⁾（以下『定遺』と略記）所収の『開目抄』をもとに、『開目抄要文』未収録の経論釈を数えてみると、管見ながら一〇六項目見出すことができる。したがって、『開目抄要文』が収録する経論釈の割合は、聖人の地の文一三項目を除いた一七六項目で算出すると『開目抄』全体の約六〇％であり、約四割の経論釈の文は収録されていない計算になる。『開目抄要文』に抄録される文と抄録されない文の違いについては未詳だが、『開目抄要文』に抄録されない一〇六項目の経論釈を通覧すると、短文かつ「〇〇云」等の書き出しがなく引用されて

いる文が大半を占めている点は留意すべきであろう。ただ、これらの経論釈は日興が見落としたから抄録されなかったと単純に判断すべきではなく、そもそも『開目抄要文』がどのような目的のもとに作成されたのか、ということを検討する必要がある。抄録される経論釈の割合が『開目抄』全体の六割に留まること、また聖人の地の文も併せて抄録していることを勘案すると、おそらく『開目抄要文』は、『開目抄』所引の経論釈の文を網羅的に集成しようという意図のもとに作成されたものではなく、日興とその門弟の修学活動の過程で生成された史料集的なものと考えるのが妥当ではなからうか。

次に、日興が『開目抄要文』執筆に用いた底本について少しく考察したい。周知の通り、『定遺』所収の『開目抄』は身延山久遠寺第二十一世寂照院日乾（一五六〇—一六三五）が弟子某の写本を真蹟と対校し、訂正したものを底本としており、この日乾対校本は身延曾存の真蹟『開目抄』と同等の価値がある写本として高く評価されている。³¹ 山上弘道氏は日乾対校本と『開目抄要文』の記述をもとに、本書の底本について推論を提示している。すなわち、日乾対校本中「邪智謗法の者、多キ時は折伏を前キとす。常不軽品のごとし」の「常不軽品のごとし」の部分に日乾による「御本ニ無」³²との注記が見られ、また『開目抄要文』に抄録される同箇所にも当該文がないことから、身延曾存の真蹟には「常不軽品のごとし」の文がなかったと推察し、その上で『開目抄要文』は身延曾存本かその写本を底本にして作成されたものと推測している。³³

では、実際に『開目抄要文』の底本が身延曾存本またはその写本と判断することができるかどうかを確認してみたい。試みに、日乾対校本を底本とする『定遺』所収『開目抄』の記述と『開目抄要文』の記述を対照してみると、相違点は細かなものも含めて約一九〇箇所見出すことができる。これらの相違点の内、『定遺』下欄には日乾対校本の表記における特徴的な箇所³⁴に注記がなされているので、これらの注記箇所の記述が日乾対校本と『開目抄要文』とで一致すれば、『開目抄要文』の底本³⁵身延曾存本あるいはその写本である可能性は高まるだろう。その注記に該当する『定遺』所収『開目抄』と『開目抄要文』の箇所を抽出してまとめたものが、次の表三である。表三の一段目には『定遺』の表記、二段目右には『定遺』下欄の注記、左にはその注記箇所における日乾対

校本『開目抄』の実際の表記、三段目には『開目抄要文』の表記を掲出した。なお、この他両書で表記が大きく異なる箇所（13～15）も併せて列記した。

【表三】『定遺』所収『開目抄』と『開目抄要文』との表記対照

	『定遺』表記	『定遺』注記	『開目抄要文』表記	出典・備考
1	世尊漏尽ノ阿羅漢ハ	(是) + 世 <small>乾</small> 是世尊漏尽ノ阿羅漢	是 ^レ 世尊、漏尽ノ阿羅漢ハ	『定』五四五―一一 『開』上三裏―七 『乾』三五
2	須菩提尊者は亡然として 目連尊者 <small>御本</small>	須菩提尊者 目連聖者 <small>乾</small> 目連尊者 <small>御本</small> 須菩提尊者ハ亡然トシテ	目連ハ亡然トシテ	『定』五六三―一二 『開』上八裏―九 『乾』九四
3	沙 ^① トハ者決 ^② シテ云レ六ト (中略) 沙 ^③ トハ者翻シテ	① 沙 妙 (乾師所依本) ② 決 訳 <small>縮</small> ③ 沙 妙 <small>縮</small> (乾師所依本) 沙 <small>御本</small> 妙トハ者決シテ云レ六ト (中略) 妙トハ者翻シテ 沙 <small>御本</small>	沙者訳云六一 (中略) 沙者翻	『定』五六九―一三 『開』上九裏―一 『乾』一一二
4	即是諸経ノ転輪聖王ナリ	〔経〕―〔乾〕 即是諸ノ転輪聖王ナリ	即チ是 ^レ 諸ノ転輪聖王ナリ	『定』五八五―一〇 『開』下五表―八 『乾』一六五

10	9	8	7	6	5
身命 ^上 ヲ。善男子 護法 ^ノ	詮ずるところは上品の一闡提の人になりぬれば	如 ^シ 人 ^ノ 手 ^ニ 創 ^{アル} ニ 捉 ^ル カ ^ニ 毒藥 ^{ナリ}	我 ^レ 与 ^ト 汝 ^ト 等 ^ト 俱 ^ニ 是 ^レ 菩薩 ^{ナリ}	無相 ^{ニシテ} 無 ^ク 境界 ^一	以 ^テ 般若 ^ヲ 會 ^ニ 入 ^シ 法性 ^ニ
身命 ^上 若 ^シ 善男子 護法 ^ノ	〔詮ずるところは上品の一闡提の人になり〕 ^一 〔乾〕 御本 ^ニ 無 ^シ 詮 ^{スル} トコロハ上品 ^ノ 一闡提 ^ノ 人 ^ニ ナリヌレハ	如 ^シ 人 ^ノ 手 ^ニ 創 ^{アル} ニ 捉 ^ル カ ^ニ 毒藥 ^{ナリ}	我 ^レ 与 ^ト 如來 ^ト 俱 ^ニ 是 ^レ 菩薩 ^{ナリ}	(無相無境) + 無 ^ク 無相無境 ^{ナリ} 无相无境界 ^{ニシテ}	性 ^ニ 相 ^乾 以 ^テ 般若 ^ヲ 會 ^ニ 入 ^ス 法相 ^ニ
身命 ^上 、若 ^シ 善男子、護法 ^ノ	上品 ^ノ 一闡提人 ^ニ ナリヌレハ	如 ^シ 人 ^ア テ ^ニ 手 ^ニ 創 ^{アル} ニ 捉 ^ル カ ^ニ 毒藥 ^{ナリ}	我 ^レ 与 ^ト 如來 ^ト 俱 ^ニ 是 ^レ 菩薩 ^{ナリ}	無相 ^{ニシテ} 無 ^ク 境界 ^一	以 ^テ 般若 ^ヲ 會 ^ニ 入 ^ス 法相 ^ニ
〔乾〕 二二五	〔定〕 六〇一一 〔開〕 下一四表一一 〔乾〕 二一七	〔乾〕 二一七	〔乾〕 一八七	〔乾〕 一七〇	〔乾〕 一六九

<p>11</p> <p>壞^{スルハ}乱^ス 仏法^ヲ</p>	<p>12</p> <p>是^カ彼^カ怨^{ナリ}</p>	<p>13</p> <p>公胤^トとい^ルるし人</p>	<p>14</p> <p>提婆菩薩^ノ・第二十五^ノの師子尊者^ノ二人は人に殺^{サレ}ぬ</p>	<p>15</p> <p>多^ク為^ニ蚊虻[・]蜂螫[・]毒虫^之所^ト啜^ス食^フ。逕^ニ由^シ恒河^ニ抱^レて児^ヲ而^レ渡^ル。其水^ニ漂^レ疾^ナレトモ而^モ不^ニ放^チ捨^テ。</p>
<p>(涅槃疏云) + 壞^乾</p> <p>御本^ニ無</p> <p>涅槃疏云壞^ス乱^ス 仏法^ヲ</p>	<p>彼+ (人) ^乾</p> <p>是^レ彼^ノ人^ノ怨^{ナリ}</p>	<p>なし</p> <p>公胤^ト去^シ人^{イキシ}</p> <p>なし</p>	<p>なし</p> <p>提婆菩薩^第十四^ノ師子尊者^{二人}ハ人^ニ殺^{サレ}ヌ</p> <p>廿五</p> <p>なし</p>	<p>なし</p> <p>多^ク為^ニ蚊虻[・]蜂螫[・]毒虫^ノ之^所ニ^ル啜^ス食^フ。逕^ニ由^シ恒河^ニ抱^レて児^ヲ而^レ渡^ル。其水^ニ漂^レ疾^ナレトモ而^モ不^ニ放^チ捨^テ。</p> <p>漂^疾 ^{タタヨイハヤシ} ^{スレトモ} 而^モ不^ニ放^チ捨^テ</p>
<p>疏云、壞乱^{スルハ} 仏法^ヲ</p>	<p>是^レ彼^ノ人^ノ怨^{ナリ}</p>	<p>弘演^ト云人</p>	<p>提婆菩薩師子尊者^{一人}ハ々々ニ殺^ヌ</p>	<p>多^ク為^ニ蚊虻[・]蝮蝎^ノ漂^レ疾^スレトモ而^モ不^ニ放^チ捨^テ</p>
<p>『定』六〇七―一三</p> <p>『開』下一六裏―五</p> <p>『乾』二二九</p>	<p>『定』六〇七―一四</p> <p>『開』下一六裏―五</p> <p>『乾』二二九</p>	<p>※人名表記の相違</p> <p>『定』五六―一八</p> <p>『開』上八表―五</p> <p>『乾』八七頁</p>	<p>※略記</p> <p>『定』五九九―一四</p> <p>『開』下一二裏―一〇</p> <p>『乾』二二三</p>	<p>※略記</p> <p>『定』六〇三―七</p> <p>『開』下一四裏―八</p> <p>『乾』二二四</p>

《凡例》

「出典・備考」項における出典は左記の要領で略記した。

『定』五四五―一……………『定遺』五四五頁一行目
『開』上三裏―七……………『開目抄要文』上卷三丁裏七行目
『乾』九五……………本満寺刊『開目抄』九五頁

前述『上代事典』所収の『開目抄要文』の解説に「現行の『開目抄』とほぼ同内容のものからの抜書と判断されるが、多少の脱落等があり、部分的には日乾書写本と相似するところもある」と述べられるが、表を見てわかるように、日乾対校本の表記に関する注記箇所は『開目抄要文』の表記と一致する箇所（着色）と一致しない箇所（無着色）が混在している。3のように「妙」ではなく「抄」と表記し、日乾対校本で校訂された表記と同様に記述している箇所もあれば、9や11のように「御本ニ無」と日乾が注記した箇所でもその文言を記載している場合も見受けられる。さらには13～15に挙げたように、人名表記が異なっていたり略記されていたりと、日乾対校本と大きく相違している箇所もある。

また、『開目抄』写本の底本を探る視点の一つとして、本書の調巻にも注目すべきである。既に宮崎英修氏³⁴・高木豊氏³⁵・冠賢一氏等³⁶が『開目抄』諸本の分巻箇所相違について論及しており、諸本間の系統や類例化について多くを明らかにしている。今これらの先行研究に示唆を受け、『開目抄要文』の分巻箇所に着目してみたい。まず、『開目抄要文』における上下の分巻箇所は左記の通りである。

（上巻の末）謂ク未^カスタ^{ナリ}聞カ法花経ノ唯一仏乗ノ教^ヲ也等^云（『定遺』五七一頁三行）

（下巻の始）天台云、分身既^ニ多^シ、当^ニ知^ル成仏ノ久^{コトヲ}矣等^云（『定遺』五七二頁七行）

高木氏によれば、『開目抄』諸本は分巻箇所によって四つのケースに分かれることが指摘されている。³⁷『開目抄要文』は要文集のため、その分巻箇所は『開目抄』諸本とは完全一致しないが、右に挙げた上巻の末と下巻の始の文章の位置から底本の分巻箇所を推定すると、上巻の末が「二乗作仏久遠実成等^ヲいまだきかずと領解せり」（『定遺』五七一頁四行）のところで分巻されるケースに当てはまるものと想定される。このケースに分類される

『開目抄』諸本は、先に挙げた先行研究によれば、慶長本・元和本・寛永十九年本・寛永二十年本・寛文本・宝暦本・要言本が該当するという。すなわち、『開目抄要文』は近世の刊本と同箇所分巻されていることが看取できる。

『開目抄』写本の分巻については、中山門流の祖常修院日常が永仁七年（一二九九）にまとめた蔵書目録『常修院本尊聖教事』に「開目抄 上下二帖³⁸」とあり、また康永三年（二三四四）の浄行院日祐『本尊聖教録』にも「開目抄報恩抄撰時抄各³⁹」とあることから、聖人直弟の段階、すなわち日興在世中から既に分巻の措置が取られていたことがわかる。

一方、身延曾存の真蹟『開目抄』は、聖人が執筆した段階では一巻本であったが、分量が多いので取扱上早くに分巻されたと指摘されている。⁴⁰身延曾存本の調巻について改めて確認してみると、身延山久遠寺歴世がまとめた同寺蔵書目録に以下の記述が見られる。

第十二世円教院日意『大聖人御筆目録』 「一、御筆双紙之分（中略）開目抄御草案」⁴¹

第二十一世寂照院日乾『身延山久遠寺御靈宝記録』 「一、開目抄 六十五紙 此外表紙二
開目二字有之」⁴²

第二十二世心性院日遠『身延山久遠寺蓮祖御真翰入函之次第』 「一、開目抄 全 一冊」⁴³

第二十九世隆源院日莚『御書並御聖教目録』 「一、開目抄 一二三四 四卷」⁴⁴

これらの目録によると、日意の時代では双紙二冊子本であったことが読み取れ、次いで日乾の目録では「六十五紙」という分量が記されている。日乾は弟子某の写本を真蹟によって最後まで対校しているため、この六十五紙という分量は、身延曾存の真蹟『開目抄』全体の分量ということになる。そして日遠の目録では調巻が「一冊」と明記されており、このことから類推して、おそらくは日意・日乾の時代においても一冊本であっただろう。それが日莚の目録で「四卷」と記されるので、これより前に一冊本が四分巻されたことが窺える。日意より前の時代における調巻については不明だが、聖人は『開目抄』を分巻せずに執筆したと考えられることから、身延曾存本は聖人滅後も一冊本の形態が保持され、日莚の代以前に初めて分巻されたと考えるのが自然かと思われる。⁴⁵つまり、身延曾存本は近世に至るまで分巻されず、写本については取扱上直弟の段階から分巻の措置が取られ、

その形態が教団内で普及していったということになる。

なお、これに関連して、伝日興『富士一跡門徒存知事』には次のような記述が見られる。

一、開目書一卷、今開_{シテ}為_{ニス}上下_ト。

佐土国ノ御作、四条金吾頼基ニ賜フ。日興所持ノ本ハ第二転也。未_下タ以_テ正本_ニ校_シ之_ヲ。

(中略)

一、内外論ノ要文_ニ上下_ニ卷_ニ 依_テ開目抄ノ意_ニ撰_レ之_ヲ。⁽⁴⁶⁾

周知のごとく、『富士一跡門徒存知事』は古来より日興撰とすることに疑義が呈されており、⁽⁴⁷⁾参考史料扱いとせざるを得ないが、本書には右記の通り日興が『開目抄』の第二転写本を所持しており、その写本はまだ真蹟と対校していないことが記されている。また坂井法暉氏は、右に挙げた「内外論要文_ニ上下_ニ卷_ニ」が『開目抄要文』ではないかと推考している。⁽⁴⁸⁾仮に『富士一跡門徒存知事』が示す通り、日興が第二転本を所持していたのであれば、その写本が底本となって『開目抄要文』が執筆されたことは可能性として想定できるだろう。

以上の考察の要点をまとめると、次のようになる。

①『開目抄要文』は元々上下二冊本であり、『開目抄』写本における分巻の措置は日興在世中には既に行われていたことが確認できる。

②身延曾存の真蹟『開目抄』は聖人執筆当時から近世に至るまで一冊本であった可能性が高い。

③日乾対校本と『開目抄要文』の表記を対照した結果、日乾対校本において「御本ニ無」と注記される箇所
の文言が『開目抄要文』に記載される箇所が見受けられる。

これらを勘案すると、『開目抄要文』の底本は、少なくとも身延曾存の真蹟『開目抄』ではなかったと考えられ、おそらくは『開目抄』写本を底本に作成したものとと思われるのである。では具体的に底本が何であったのか、ということについては今後さらなる検討を要さなければならない。近時山上弘道氏は、真蹟『開目抄』には草案・清書本・略本等、数種類が存在したという説を提示しているが、⁽⁴⁹⁾山上氏の説が正しければ『開目抄要文』の底本

が身延曾存本以外の真蹟であった可能性も合わせて想定しなければならぬだろう。

五、おわりに

以上、本稿では北山本門寺所蔵の『開目抄要文』を取り上げ、調査結果をもとに本書の筆者・構成・底本等の課題について考察を行った。考察の結果、本書の筆者が日興であることを検証し、先行研究で提示される説を補強すると共に、『開目抄要文』の文献的価値を一層明確にすることができた。現存最古の『開目抄』の写本は、八品門流の祖慶林坊日隆の伯叔父と伝えられる精進院日道が応永十六年（一四〇九）に書写した写本（上巻のみ現存、尼崎本興寺所蔵）であるが、『開目抄要文』は「要文集」とはいえ、日興が『開目抄』をもとにその文を書写した「写本」としての性格も有することから、日道写本を少なくとも七〇年以上も遡る大変貴重な史料であることとを、本考察を通して確認することができた。

日興が『開目抄要文』を作成した意図について、『富士一跡門徒存知事』には関連する以下の文が見られる。

一、日興所集証文事。

御書ノ中ニ被_ニ引用_セ若_ハ、経論書積ノ文、若_ハ、内外典籍ノ伝文等、或_ハ、大綱随義転用_シ、或_ハ、粗取_レ意述用_シ玉_{ヘリ}。依_レテ之_ニ日興散引ノ諸文典籍等ヲ集_テ次第証拠ヲ勘校_ス。其功未_レ終。且_ク所_レ集_ル也。⁵⁰

右の文は、日興が証文として経論積の文等を集めることについて触れた箇所である。この記述によれば、日蓮遺文中に引用される経論積や内外典籍等の文が本来の意味に関わらず、義に従って他に転用されたり、大意をもつて述べられたりするため、日興が引用文や典籍等を集めてそれと照合し誤りを正すのである、と述べている。この『富士一跡門徒存知事』の文がどこまで史実を伝えているのか定かではないが、日興には『開目抄要文』の他にも『史記抄録』『諸宗要文』『内外見聞双紙』『法門要文』『玄義集要文』など多数の要文集が現存し、多くの経論積の文が蒐集されている点はこの記述と符合して、看過できない事実であろう。

周知の通り、聖人は在世中に『天台肝要文集』『秀句十勝抄』『双紙要文』『注法華経』等、経論積を抄録してま

とめた要文集を書き遺し、さらに聖人執筆の要文断簡も今日まで多数伝来している。高木豊氏によれば、⁽⁵¹⁾ 経典・章疏からの要文抄写・抄写要文の集成は天台僧における学習の一形態であったと指摘しており、当時の天台僧の基本的学習方法の一つとして広く行われた。今挙げた聖人執筆の要文・要文集は、こうした過程で作成された成果の一部と言える。そして聖人滅後に至ると、教団は直弟子を中心に各地に布教拠点⁽⁵²⁾が築かれ、門流としての教線が次第に広がりを見せていった。換言すれば、この頃は門流体制の基盤固めの時期であった。中山門流日祐『一期所修善根記録』に、日祐が正中元年（一三二四）に聖教書写のために上洛したと記述されるように、この時期は各門流において仏教典籍等の蔵書量を始めとして僧侶の修学環境が未だ十分に整備されておらず、門流発展のために文献蒐集が一つの課題であったことが予想される。その状況は日興門流においても同様であっただろう。このような背景の中で日興が執筆した『開目抄要文』もまた学習成果の一つと考えられ、結果的に日蓮遺文を通して多くの経論釈等の文を蒐集することに成功したのである。

初期日蓮門下における学問研鑽の実態については、史料制約から未だ多くの不明点を残しているが、『開目抄要文』を始めとする初期日蓮門下が書き遺した要文集の存在は、当時の修学の営みを物語る貴重な手掛かりとして、今後一層多角的な視座からの検討がなされねばならない。その中の一つである『開目抄要文』の全貌がこの度明らかになったことは、日興とその周辺における修学活動の実態解明に大きく裨益するだろう。

註

- (1) 日興上人全集編纂委員会編『日興上人全集』（興風談所、一九九六年）。
- (2) 日興上人御本尊集編纂委員会編『日興上人御本尊集』（興風談所、一九九六年）。
- (3) 詳しくは拙稿「日興自筆文書の再確認」（『興風』第二七号、興風談所、二〇一五年）を参照。なお、上記拙稿で紹介することができなかった論考として、新出日興曼荼羅本尊について論じた藤先湛要「本土寺所蔵白蓮阿闍梨日興上人漫荼羅本尊について」（『日蓮仏教研究』第七号、常円寺日蓮仏教研究所、二〇一五年）がある。

- (4) 『興全』一四六頁「日興書写御書一覽」。
- (5) 大黒喜道編著『日興門流上代事典』（興風談所、二〇〇〇年）一〇〇頁。
- (6) 小野玄妙編『仏書解説大辞典』第二卷（大東出版社、一九三三年）五一頁。
- (7) 財団法人鈴木学術財団編『大日本仏教全書』第一〇〇巻目録・索引・新旧対照表（財団法人鈴木学術財団、一九七三年）。
- (8) 堀日亨『富士日興上人詳伝』（創価学会、一九六三年）四一一頁。
- (9) 『興全』一四六・五〇三頁。
- (10) 『日蓮聖人展』図録（毎日新聞社、一九六九年）。
- (11) この点については、近時拙稿「初期日蓮教団における学問研鑽について―日興門流の事例を中心に―」（『大崎学報』第一七二号、立正大学仏教学会、二〇一六年）に論じたので、そちらを参照されたい。
- (12) この箇所については、坂井法暉氏より重須談所初代学頭寂仙房日澄の筆ではないかとの教示を得た。今後検討すべき課題である。
- (13) レ点については、井上宗雄他編『日本古典籍書誌学辞典』（岩波書店、一九九九年）九六頁によれば、「平安時代末期から見え、最初は「□」のようになり、上下漢字の中心に左右対称においたが、室町時代ころから今のようになり、左寄りになった」と解説している。
- (14) この事件に関しては、立正大学日蓮教学研究部編『日蓮教団全史』上（平楽寺書店、一九六四年）四五六頁、本門寺並直末寺院縁起編集委員会編『本門寺並直末寺院縁起』（本門寺、一九八二年）一〇四頁、富谷日震『本宗史綱』（要法寺、一九九四年）四五五頁等に解説がある。
- (15) 『本門寺並直末寺院縁起』一〇七頁「御本尊已下還住之目録」。
- (16) 堀日亨編『富士宗学要集』第九卷（富士宗学要集刊行会、一九五七年）二二頁。
- (17) 『駿河国富士郡北山村富士山本門寺明細誌』（明治二十年、北山本門寺所蔵）、『本山本門寺由緒靈宝記録』（大正十一年、興統編集委員会編『興統』第一八号、日蓮宗興統法縁会、一九九七年）。
- (18) 日蓮宗大学編纂部編『日蓮宗宗学章疏目録』（須原屋書店、一九一八年）七頁。
- (19) 『開日抄』（本満寺、一九六四年）後記。

- (20) 稲田海素『日蓮聖人御遺文対照記』(平楽寺村上書店、一九〇七年) 一一二頁。
- (21) 宮崎英修「開目抄の伝承と乾師本の価値について」(『大崎学報』第九八号、宗学研究所、一九五一年) 二七頁。本稿は後に同『日蓮聖人研究』(山喜房仏書林、二〇一一年) に再録。
- (22) 渡辺宝陽『日蓮宗信行論の研究』(平楽寺書店、一九七六年) 一三二頁。
- (23) 小林正博「大石寺藏日興写本の研究」(『東洋哲学研究所紀要』第二四号、東洋哲学研究所、二〇〇八年)、坂井法暉「日興写本をめぐる諸問題について」(『興風』第二二号、興風談所、二〇〇九年)。
- (24) 坂井法暉「日興写本をめぐる諸問題について」二六四～二六五頁。
- (25) 茂田井教亨『日蓮の人間観(下)』(佼成出版社、一九八四年) 三一五頁。
- (26) 堀日亨『富士日興上人詳伝』四一一頁。
- (27) 冠賢一「日蓮遺文の書誌学的考察―開目抄諸本の内容と系統―」(宮崎英修先生古稀記念『日蓮教団の諸問題』、平楽寺書店、一九八三年) 二二四～二二六頁。ただし、冠氏は『開目抄』と同じく仮名交じり文で記される『慈覚大師事』(『定遺』一七四頁) では上古の写本ほど仮名の漢字表記が少なく、時代が下がる写本ほど漢字化が顕著となる点(同「日蓮遺文の書誌的考察(二)―写本から刊本へ―」、『日蓮教学研究所紀要』第七号、立正大学日蓮教学研究所、一九八〇年)や、『撰時抄』(『定遺』一〇〇三頁)でも多少の漢字化が見られるものの『開目抄』ほど顕著ではない点を併せて指摘しており、これが『開目抄』のみにみられる特色がどうかはさらなる検討を要する、としている。
- 梅本光祥「『開目抄』写本の書誌的考察」(『大崎学報』第一三〇号、一九七六年)にも、仮名の漢字化について触れるところがある。
- (28) 冠氏の考察では、『定遺』所収『開目抄』の冒頭から「何ッ但久遠実成、寿量品に限らん」(『定遺』五五五頁二行)までの二〇頁余りの部分について諸本を対照し、その校異箇所を数えている。その結果、日道本では漢字化一九六箇所・漢文化一一〇箇所、日出本では漢字化二六五箇所・漢文化一二二箇所、日存本では漢字化二六四箇所・漢文化一一五箇所、平賀本では漢字化二二九箇所・漢文化九三箇所という数値を導き出し、これらの数値がそれ以降に書写された諸本に比べて顕著であることを見出している。一方、『開目抄要文』内に見られる聖人の地の文の量は『定遺』でいうと四頁程であり、この分量で漢字化五一箇所・漢文化九箇所見出されることから、ここでは『開目抄要文』を冠氏が指摘する漢字化・漢文化が顕著な写本という範疇に該当すると判断した。

- (29) 『静岡県史』資料編5 中世一(静岡県、一九八九年) 九九二頁。
- (30) 立正大学日蓮教学研究編『昭和定本日蓮聖人遺文』(身延山久遠寺、二〇〇〇年改訂増補版)。
- (31) 宮崎英修「開目抄の伝承と乾師本の価値について」二九頁。
- (32) 本満寺刊『開目抄』二三四頁。
- (33) 山上弘道「日蓮大聖人の思想(四)」(『興風』第一三号、二〇〇〇年) 二三頁。
- (34) 宮崎英修「開目抄の伝承と乾師本の価値について」。
- (35) 高木豊「開目抄」『撰時抄』『報恩抄』の分巻をめぐって―日蓮遺文の書誌に関する試論の一つ―(『大崎学報』第一二八号、一九七六年)。本稿は後に同『中世日蓮教団史攷』(山喜房仏書林、二〇〇八年)に再録。
- (36) 冠賢一「日蓮遺文の書誌学的考察―開目抄諸本の内容と系統―」。
- (37) 高木豊「開目抄」『撰時抄』『報恩抄』の分巻をめぐって―日蓮遺文の書誌に関する試論の一つ―三一四―三一五頁。なお、冠賢一「日蓮遺文の書誌学的考察―開目抄諸本の内容と系統―」二三〇頁では五つのケースに分類しているが、これは三巻に調卷される平賀本を含めた結果であり、高木氏の分類と本質的には一致している。
- (38) 立正大学日蓮教学研究編『日蓮宗宗学全書』第一卷(山喜房仏書林、一九五九年、以下『宗全』と略記) 一八七頁、『定遺』二七三―二頁。
- (39) 「史料紹介」(11) 本尊聖教録(『日蓮教学研究紀要』第一号、一九八四年) 二四頁。
- (40) 宮崎英修「開目抄の伝承と乾師本の価値について」三七頁、高木豊「開目抄」『撰時抄』『報恩抄』の分巻をめぐって―日蓮遺文の書誌に関する試論の一つ―三一―一頁。
- (41) 望月真澄・木村中一編『身延山資料叢書一 目録二』(身延山大学東洋文化研究所、二〇一二年) 一二頁、山川智広『日蓮聖人研究』第二卷(新潮社、一九三二年) 五二―二頁、『定遺』二七四―三頁。なお、身延山久遠寺編『身延山史』(身延教報出版部、一九三三年)、室住一妙『行学院日朝上人』(身延教報社、一九五一年)、身延山久遠寺編『行学院日朝上人』(大東出版社、一九九九年)には身延山久遠寺第十一世行学院日朝筆と伝えられる『靈宝目録』が掲載されている、その中に「一、開目抄(六十五紙)」の記述を見ることが出来る。しかし、本目録については寺尾英智氏が「内容から日朝筆とは考えられない。おそらく二一世日乾の『身延山久遠寺御靈宝記録』に拠って作成されたものである。」(寺尾英智『日蓮聖人真蹟の形態と伝来』二七九頁、雄山閣出版、一九九七年、初出は一九九三年)と指摘して

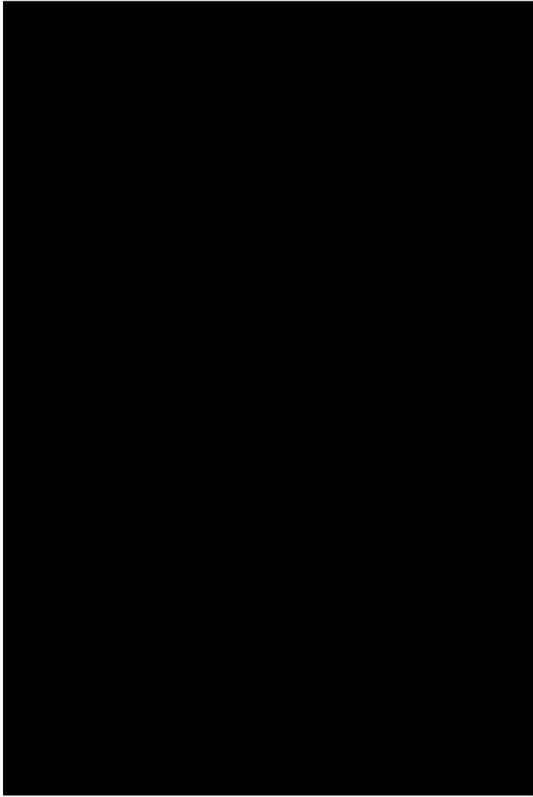
いるため、ここでは除外した。

- (42) 寺尾英智編『身延山資料叢書一 目録二』(身延山大学東洋文化研究所、二〇一二年)三七頁、山川智応『日蓮聖人研究』第二卷五三八頁、『定遺』二七五四頁。
- (43) 寺尾英智編『身延山資料叢書一 目録二』六九頁、山川智応『日蓮聖人研究』第二卷五四八頁。
- (44) 山川智応『日蓮聖人研究』第二卷五五六頁。
- (45) この点については宮崎英修氏も「本抄は元来六十五紙一帖綴り、(中略)これはそのままの態裁を以て伝持されたが二十九世隆源院日蓮師の時に四分冊されたものと見られる」と述べている。同「開目抄の伝承と乾師本の価値について」三三三頁。
- (46) 『興全』三〇六・三二一頁。
- (47) 『日蓮教団全史』上二七頁、望月歆厚『日蓮宗学説史』(平楽寺書店、一九六八年)五七頁、日蓮宗事典刊行委員会編『日蓮宗事典』(日蓮宗宗務院、一九八一年)三二五頁等。なお、近時山上弘道「富士一跡門徒存知事」について『興風』第一九号、二〇〇七年)によって、改めて日興撰とする説が主張されている。
- (48) 坂井法暉「日興写本『二代五時鶏図』をめぐって」(『興風』第一四号、二〇〇二年)二六頁。
- (49) 山上弘道「日蓮大聖人の思想(四)」二九頁。
- (50) 『興全』三二一頁。なお、この箇所解釈について、高橋肅道『日興上人御述作拝考1』(仏書刊行会、一九八三年)二七二頁では「日興集むるところの証文の事。御書の中に引用せられた経論・書釈の文、または内外の典籍の伝文等を、(日興上人が)大綱随義転用し、あるいは粗意を述用せられました。これによって私日澄が日興上人散引の諸文・典籍等を集めて次第に証拠を勘校しました。その業はいまだ終結したわけではないのですが、一応集めてみました。」と読んでいる。
- (51) 高木豊『日蓮攷』(山喜房仏書林、二〇〇八年、初出は一九九九年)七〇頁。
- (52) 『宗全』第一卷四四七頁。

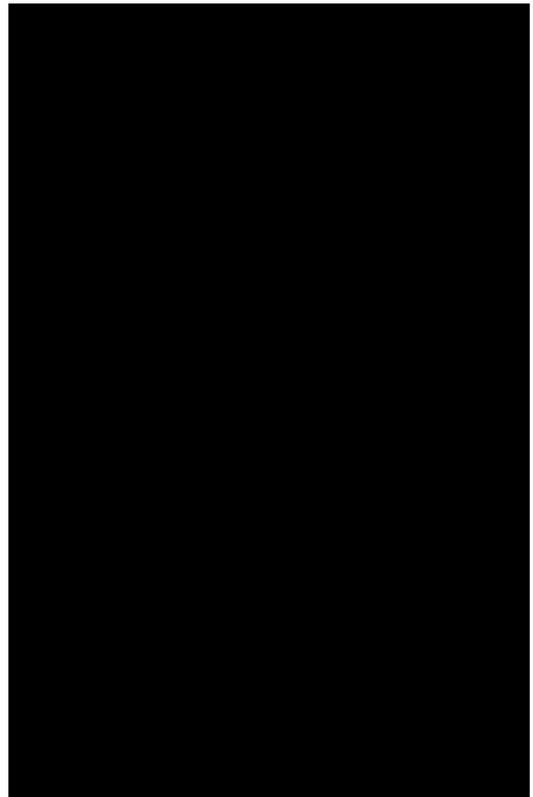
(付記) 本稿執筆にあたり、貴重な寺宝の調査と図版掲載を御許可頂いた北山本門寺貫首旭日重猷下始め関係者各位の御芳情に厚く御礼申し上げます。また、京都本圀寺貫首伊藤瑞叡下・保田妙本寺貫首鎌倉日誠猷下・興風談所・

立正大学日蓮教学研究所には図版転載の許可を、興風談所所員坂井法暉氏・北山本門寺塔中西之坊住職藤先湛要氏には懇切なる教示を賜りました。記して甚深の謝意を表します。

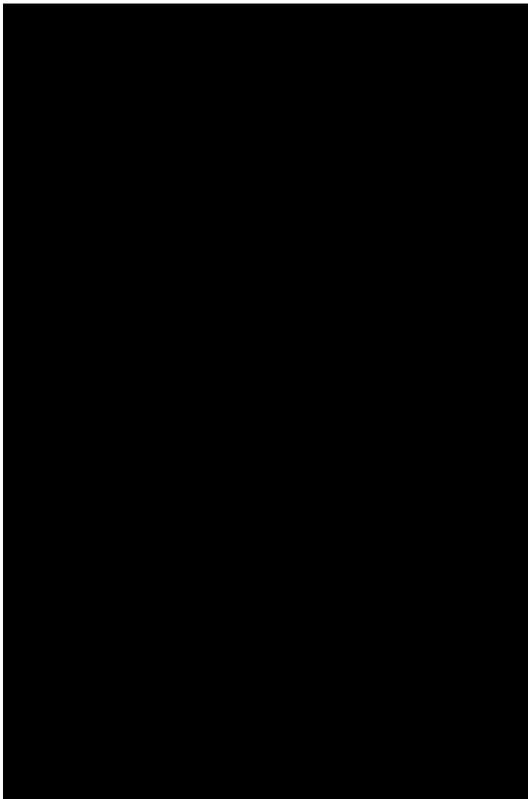
《翻刻》白蓮阿闍梨日興『開目抄要文』



下卷1丁表



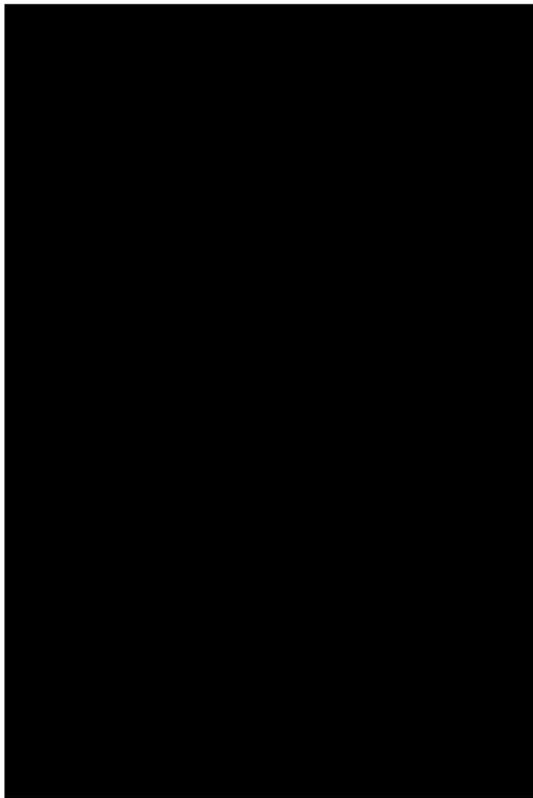
上卷1丁表



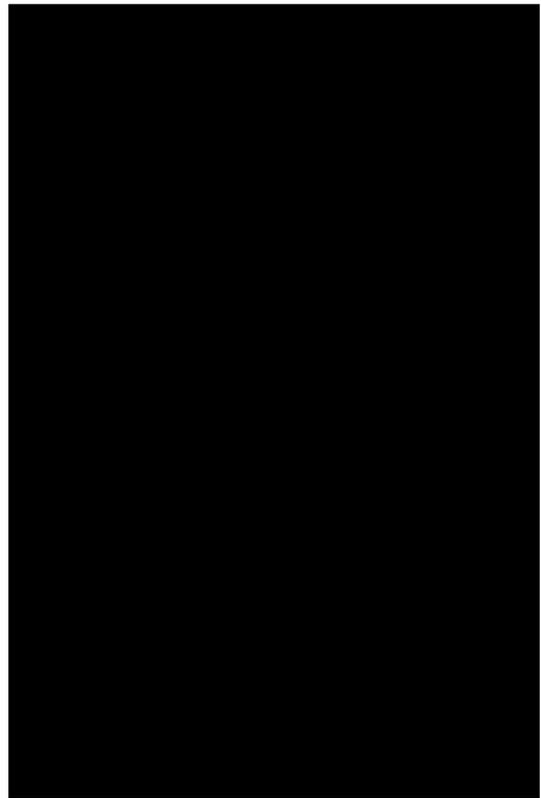
下卷16丁裏



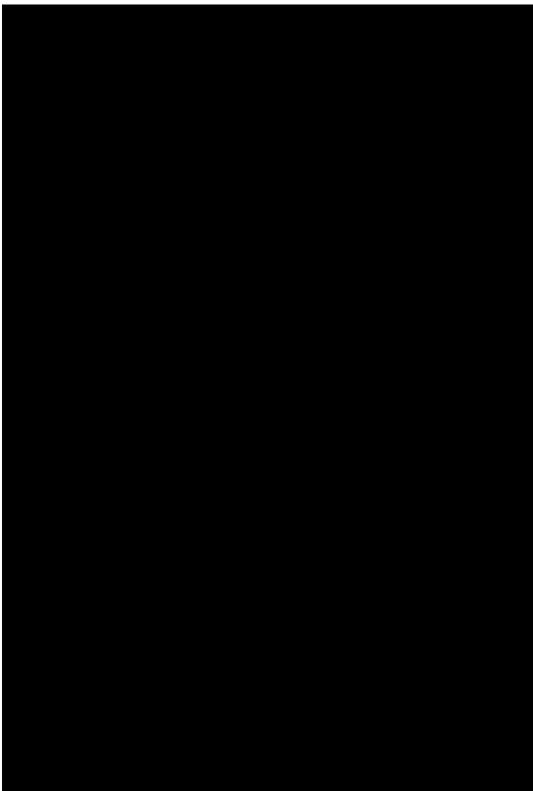
上卷10丁裏



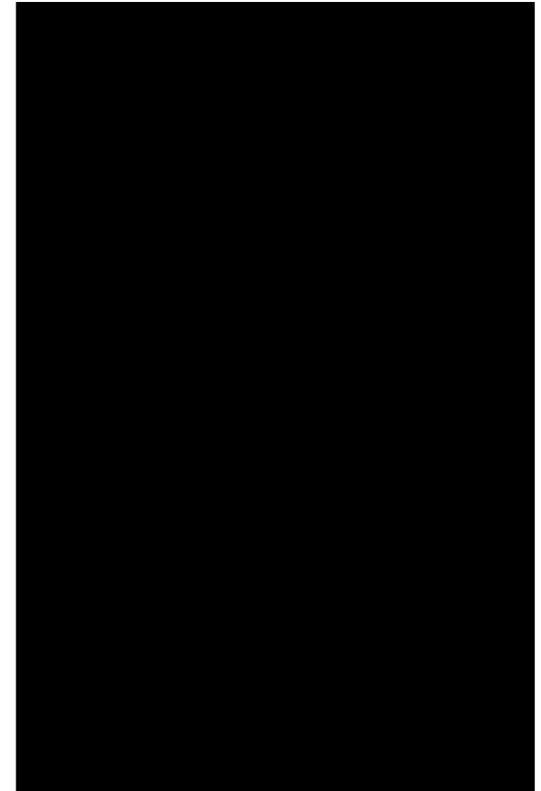
下卷18丁表 (他筆)



下卷17丁表 (他筆)



下卷18丁裏 (他筆)



下卷17丁裏 (他筆)

凡例

- 一、この翻刻は、静岡県富士宮市に所在する日蓮宗靈跡寺院北山本門寺所蔵の白蓮阿闍梨日興筆『開目抄要文』上下二冊を底本とするものである。
- 一、各葉毎の終わりを「各丁毎の終わりを」によって示した。
- 一、各葉・各丁表裏の始めに丁数と表裏を上欄に示した。
- 一、字体は原則として常用漢字、それ以外は正字を用いた。合字などは通常の仮名表記とした。
- 一、送り仮名・振り仮名・返り点は底本の表記に従った。
- 一、文字が虫食い・難読・破損などの理由で判読できない場合は□や□で示した。
- 一、文字が抹消されている場合は「―」で示した。
- 一、読点・並列点は、適宜私に付した。
- 一、編者の注記は（ ）で括った。
- 一、各引用文の頭に通し番号を振り、その典拠を下欄に示した。下欄の「定」は立正大学日蓮教学研究編『昭和定本日蓮聖人遺文』の略称である。
- 一、各引用文の内、日蓮聖人の地の文については下欄の典拠に〔日〕と記した。
- 一、『昭和定本日蓮聖人遺文』所収『開目抄』と表記が異なる箇所には▲を付し、その異なりを下欄に示した。なお、▲を付した箇所は左記の通りである。
 - ＋ 『昭和定本日蓮聖人遺文』にあり (例) 世十等
 - ― 『昭和定本日蓮聖人遺文』になし (例) 論一
 - ＝ 『昭和定本日蓮聖人遺文』に作る (例) 馳＝駆
- 一、日蓮聖人の地の文では漢字化・漢文化される箇所が多数散見されるので、地の文に関しては語句・文章が大きく異なる箇所に限って▲を付した。

(1丁裏)

開目抄要文上

〔1〕 妙楽大師云、

仏教ノ流化^{クワ}実ニ頼^レリ於茲^ニ、礼楽前馳[▲]セテ真道^ニ後啓^等云

〔2〕 天台云、金光明経云、

一切世間ノ所有ノ善論[▲]皆因^ル此ノ経ニ、若深ク識^ナハ世法^一ラ即是

仏法等^云、

〔3〕 止観云、我遣三聖化彼真丹等^云、

〔4〕 弘決云、清浄法行経云、

月光菩薩^{カシコニハ} 彼^{カシコニハ} 称^シ顔回^ト、光浄菩薩^{ニハ} 彼^{ニハ} 称^シ仲尼^ト、迦葉

菩薩^{ニハ} 彼^{ニハ} 称^ス老子^ト、天竺^ニ 指^シ此^ト震旦^ニ 為^ス 彼^ト等^云、

〔5〕 或外道云、千年已後仏出世^云、

〔6〕 或外道云、百年已後仏出世等^云、

〔7〕 大涅槃経云、

一切世間ノ外道ノ経書ハ皆是仏説^{ニシテ}非^ス外道ノ説^{ニハ}等^云、

〔8〕 法花経云、

示^シメラク衆^ニ有^リ三毒、又現^{セヨ}邪見ノ相^一ラ、我弟子如^{キノ}是^ノ方便^ヲモテ

(1) 定五三六頁一二行。

▲ 馳 || 駢

(2) 定五三六頁一三行。

▲ 論 |

(3) 定五三六頁一四行。

(4) 定五三六頁一四行。

(5) 定五三八頁四行。

▲ 世 + 等

(6) 定五三八頁四行。

(7) 定五三八頁五行。

(8) 定五三八頁五行。

度ス衆生等云、

(9) 止觀第五云、

今ノ世ニ多ク有テ悪魔比丘一、退キ戒ヲ還ヘリ家ニ、懼チ畏テ駟策底本

※ 更ニ越エン濟シ道士ニ、復、邀モトメテ名利ヲ誇談ケタム莊老ヲ、以テ佛法義

儉テ安キ邪典ニ、押フシテ高一就レ下ニ、摧レ尊一入レ卑ニ概令平等云

(10) 法五云ク、

(2丁表)

已▲作テ比丘身一破滅ス一仏法ヲ、若ハ退戒一還家如衛元

嵩等一カ、即以テ在家ノ身一破壞ス一仏法一、○此ノ人儉窃ニ正教

助添ス一邪典一、○押高等者○以テ道士ノ心一為シテ二教一ト既使

邪一正ニ等一カラ、義ニ無シ是ノ理一、曾テ入テ仏法ニ儉正助邪ヲ、押シテ八万

十二一之高就ケ五千二篇之下一、用テ積ル彼典ノ邪鄙ノ之教一

名ク摧尊ヲ入ルト卑ニ等云、

(11) 大方広花嚴經云、

如來ノ智惠ハ大藥王樹ナレトモ、唯シ於テ二処ニ不能ハ為作生長シ

利益ヲ、所謂ル二乘ハ墮シテ於無為廣大ノ深坑一、及ヒ壞ル善根一

非器ノ衆生溺大邪見貪愛ノ之水ニ等云、

(12) 此經文心ハ、雪山ニ大樹アリ、無尽根ト名ク、此ヲ大藥王樹ト

号ス、閻浮提ノ諸木ノ中ノ大王也、此木高ハ十六万八千一

(9) 定五四〇頁七行。

※他筆で「ハナトクシテ □ □」とあり。

(10) 定五四〇頁九行。

▲困五弘ニ已一

▲既ニ概

(11) 定五四三頁六行。

▲広十仏
▲惠ニ慧

(12) 定五四三頁八行「目」。

(2丁裏)

由旬也、一闍浮提ノ一切ノ草木ハ此木ノ根サシ枝葉花菓

次第ニ随テ花菓成就ス、此木ヲハ仏ノ仏性ニ譬タリ、一切

衆生ヲハ一切草木ニ譬フ、但此ノ大樹ハ火ノ坑、水輪ノ中ニ

生長セス、二乗ノ心中ヲハ火坑ニ譬ヘ、一闍提ノ人ノ心中ヲハ

水輪ニ譬タリ、此二類ハ永ク仏ニ不可成ト申経文也、

(13) 大集経云、

有二種ノ人一、必死ニシテ不治▲、畢竟シテ不能知恩報恩ニ、一者声聞、

二者縁覚、譬ヘハ有テ人ノ墜墮スルカ深坑ニ、是人不能ハ自ヲ利シ

利スルコト他一ヲ、声聞・縁覚亦タ復タ如是一、墮シテ解脱ノ坑ニ、不能ハ自ヲ利シ

及以ヒ利スルコト他一ヲ等云、

(14) 維摩経云、

維摩詰又問ハク文殊師利、何等ヲカ為スル如来ノ種、答曰、○一切

塵勞之疇トモカラヲ為ス如来ノ種ト、雖トモ以テスト五無間一具ニ猶能ク発ス此ノ

大道意等云、

(15) 又云、譬ヘハ族姓ノ子ノ、高原陸土不生セ青蓮ノ芙蓉

衡花一、卑湿ノ汗田ニ乃チ生ス此ノ花一等等云、

(16) 又云、已ニ得テ羅漢ヲ為セ心真ト者ハ、終ニ不能復起ト道意

而モ具スル仏法一也、如キハ根敗ノ土ニ其於テ五樂ニ不能復利一スルコト等云、

▲成就ニなるなるべし

(13) 定五四三頁一四行。

▲治ニ活

(14) 定五四四頁一〇行。

▲○一

(15) 定五四四頁一二行。

(16) 定五四四頁一三行。
▲得ト阿

方等陀羅尼經云、

文殊語ラク舍利弗ニ、○猶シ如キハ枯タル木▲ノ更スル生ルヤ花ヲ不ヤ、亦如山ノ水ノ

還ルヤ本ニ不ヤ、破タル石ハ還テ合ヤ不ヤ、焦ルル種ハ生ルヤ芽ヲ不ヤ、舍利弗

言、不ヤ也、文殊言、若不ス可得、云イカ何ヲ問フ我得提テ菩提記ヲ生センヤ

歡喜ヲ○等ニ云、

(3丁裏) 大品般若經云、

諸ノ天子、今未レ發サ三ニ菩提心ノ者ハ應当發ス、若入聲聞

正位ニ是ノ人ハ不能發コト三ニ菩提心ノ、何ヲ以テ故ニ、為ニ生死ノ作スカ障

隔一故ニ等ニ云、

(19) 首楞嚴經云、

五逆ノ罪人、聞テ是ノ首楞嚴ニ昧一、發シテ阿耨菩提ノ心ヲ

還テ得ヲ作ナルコト仏ニ、是レ世尊、漏尽ノ阿羅漢猶シ如シ破器ノ、永ク不堪三

忍受スルニ是ノ二ニ昧一等ニ云、

(20) 淨名經云、

其施セン汝一者ヲ不シ名福田、供養セン汝一者ハ墮ヘ三ニ惡道等ニ云

(21) 宝塔品云、

爾ノ時ニ宝塔ノ中ヨリ出シテ大音聲一ヲ歎言、善哉々々、釈迦牟尼

世尊、能為平等大会ノ教菩薩法、仏所護念ノ妙法花

(17) 定五四五頁五行。

▲○一、▲木ニ樹

▲破タルニ折

(18) 定五四五頁九行。

(19) 定五四五頁二一行。

▲是レ一

(20) 定五四五頁二三行。

(21) 定五四七頁九行。

▲宝塔品云ニ宝塔の中より梵
音聲ヲ出して証明して云々

▲為ニ以、▲会ニ慧

經ヲ為ニ大衆ノ説玉コト如ク是ニ々々ノ、釈迦牟尼世尊ノ如キ所ノ説
皆ナ是レ眞実ナリ等云、

⁽²²⁾▲七卷云、

爾時世尊、於シテ文殊師利等ノ無量百千万億旧住

娑婆世界ノ菩薩、乃至、人・非人等一切衆ノ前ニ現シテ大神力ニ、

出シテ広長舌ニ上至ル梵世ニ、一切ノ毛孔、乃至十方世界衆ハ

宝樹ノ下モト師子座上ニス、諸仏亦復如是、出シテ広長舌ニ放玉フ

無量光ニ等云、

⁽²³⁾又云、

(4丁裏)

令シテ十方来ノ諸ノ分身ノ仏ニ各還ヘサ本土ニ、乃至、多宝仏ノ塔モ
還テ可シモトノ如故ニ等文、

⁽²⁴⁾法花經云、

若接トシテ須弥ニ擲置ナケラカシ他方無数ノ仏土ニ、亦タ未スタ為セ難ト、乃至、

若仏滅後ニ於テ惡世ノ中ニ能ク説カシ此經ヲ、是ヲ則チ為難ト等云、

⁽²⁵⁾經云、

顯現自在力、為説円滿經等云、

⁽²⁶⁾阿含經云、

初成道等云、

(22) 定五四七頁二一行。
▲七卷ニ又

(23) 定五四七頁一四行。

(24) 定五四九頁一〇行。

(25) 定五五〇頁七行。
▲云ニ文には

(26) 定五五一頁二行。

(5丁表)

(27) 大集經云、如来成道始十六年等云云、

(28) 淨名經云、始坐仏樹力降伏四魔等云云、』

(29) 因日經云、

我昔坐道場等云云、

(30) 般若經云、仁王經云、

二十九年等云云、

(31) 如来マシマセン為トシテ 太子トシテ 時キ、出テ、於シヤン 釈ゴ宮ヲ去テ 伽耶城ヲ不スシテ 遠ク、坐シテ 於テ 道

場ニ得玉ヘリ 成コトヲ 阿耨多羅三藐三菩提ヲ、從ニ已来 始テ 過ス 四

十余年ヲ、世尊、云何於此ノ少ク 時ニ大ニ作ナシ 仏事ニ等ク、

(32) 寿量品云、

一切世間ノ天・人及阿修羅、皆ナ謂ヘリ今ノ釈迦牟尼仏、出テ、釈

氏ノ宮ヲ去テ 伽耶城ヲ不シテ 遠ク、坐シテ 於テ 道場ニ得玉ヘリ 阿耨多羅

三藐三菩提等云云、』

(5丁裏)

又云、

然ルニ善男子、我レ實マコトニ 成シテ 仏ヨリ 已来、無量無辺百千

万億那由佉劫等云云、

(34) 天台云、

(27) 定五五一頁二行。

(28) 定五五一頁三行。

(29) 定五五一頁三行。

▲四―

(30) 定五五一頁四行。

▲經云、―

(31) 定五五一頁二三行。

▲大ニ太、▲伽ニ迦

(32) 定五五二頁一行。

▲品十をとかんとして、爾前
迹門のき、を拏ケテ

(33) 定五五二頁三行

▲又ニ正シク此疑ニ答テ

(34) 定五五三頁三行。

不識天月、但觀池月等^云、

⁽³⁵⁾ 花嚴經云、

或見釈迦成仏道已經不可思議等^云、

⁽³⁶⁾ 大日經云、

我一切本初等^云、

⁽³⁷⁾ 涅槃經云、

正法者爪上土、謗法者十方界土等^云、

⁽³⁸⁾ 『法滅尽經云、』

謗法者恒河沙、正法者一二等^云、

⁽³⁹⁾ 法花經云、

而此經者如来現在猶多怨嫉、沉滅度後等^云、

⁽⁴⁰⁾ 二卷云、

見^テハ有読誦シ書持セル經ヲ者、輕^{シメ} 賤^{イヤシミニクミソネ} 憎嫉^ニ而^モ懷^{カン} 結恨^ヲ等^云、

⁽⁴¹⁾ 第五云、

一切世間ニ多シテ怨ノミ難信^一等^云、

⁽⁴²⁾ 又云、

有^テ諸ノ無智ノ人ニ惡口罵詈ス、

⁽⁴³⁾ 又云、向^テ国王・大臣・婆羅門・居士ニ、誹謗シテ説^{カン} 我^ト惡^ト、謂^{ハン}是^レハ邪

(35) 定五五頁一行。

▲云IIには
▲議+劫

(36) 定五五頁二行。
▲云IIには

(37) 定五五頁二三行。
▲經+記シテ

▲界I

(38) 定五五頁四行。

(39) 定五五頁一〇行。
▲經+第四ニ

(40) 定五五頁一行。
▲二卷II第一ニ

(41) 定五五頁二行。

(42) 定五五頁二行。

(43) 定五五頁二行。

見人^一、

⁽⁴⁴⁾又云、杖木瓦石^ヲモテ而^モ打擲^之等^云、

(6丁裏) 涅槃經云、

爾ノ時^ニ多ク有^テ無量ノ外道^一、和合^{シテ}共^ニ往^ク摩訶陀国ノ王阿闍世^ノ

所^ニ、今者唯有^リ一^リノ大悪人^一、瞿曇^ノ沙門^{ナリ}、一切世間ノ悪人、為^ノ利

養^ニ故^ニ往^キ集^テ其所^ニ為^{ナル}眷属^一、不^ト能^モ修^{スル}術力^ノ故^ニ

調伏^ニ迦葉及舍利弗・目犍連等^ヲ云、

⁽⁴⁶⁾天台云、

何^ニ況^ヤ未来ノ理、在^ル難^キ化^一也^等云、

⁽⁴⁷⁾妙樂云、

障未^{サル}除^者為^シ怨^一、不^レ喜聞^者名^ク嫉^一等^云、

⁽⁴⁸⁾得一云、

拙哉、智公汝^ハ是誰^カ弟子^{シテ}、以^テ不^ル足^ニ三寸^ニ舌根^ヲ、而謗^ル

覆面舌^ノ之所説^ヲ等^云、

(7丁表) ⁽⁴⁹⁾東春云、

問、在世^ノ時^ニ許^多怨嫉^一、仏滅度^ノ後^ニ説^カ此經^ヲ時^キニ、何^カ故^ソ亦

多^カ留難^一耶、答曰、如^キ俗^ニ言^カ良藥^ハ苦^ニ口^ニ、此經^ハ廢^{シテ}五乘^ノ

異執^一立^ツ一極^ノ之玄宗^ヲ故^ニ斥^シ凡^ヲ呵^カ聖^ヲ、排^大破^小、銘^テ天

(44) 定五五七頁一三行。

(45) 定五五七頁一四行。

▲所^ニ、+○、▲門^{ナリ}、+○
▲所^ニ、+而

(46) 定五五八頁二行。

(47) 定五五八頁二行。

(48) 定五五八頁四行。

(49) 定五五八頁五行。

▲日^ニ云

魔^一ヲ為^シ毒虫^一ト、説テ外道^一ヲ為^シ惡鬼^一ト、貶^シテ執小^一ヲ為^シ貧賤^一ト、拙^シメテ菩薩^一ヲ為^ス新学^一ト、故^ニ天魔^ハ惡聞^キ、外道^ハ逆耳^ニ、一^ニ乘^ハ驚怪^シ、菩薩^ハ怯行^一セント、如^ク此^一之徒^ヲ為^ス留難^一ト、多^ク怨嫉^ノ言[、]豈^ニ虚^{カラ}ン哉^等云、

顯戒論云、
僧統奏曰、西夏^ニ有^リ鬼弁婆羅門^一、東土^ニ吐^{ハク}巧言^一禿頭

沙門^{ナリ}、此^レ乃^チ物類^ヲ冥^中誑惑^ス世間^一等^云、

論曰、昔^ハ聞^ク齊朝^ノ之光統、今^ハ見^ル本朝^ノ之六統、実^{ナル}哉^法花^ニ

何況也等^云、

(7丁裏) 秀句云、

語^ハ代^一則^チ像^ノ終^リ末^ノ初、尋^レ地^一唐^ノ東羯^ノ西、原^レ人^一則^チ五濁^ノ之生

鬪諍^ノ之時、經^ニ云、猶多怨嫉況滅度後、此^ノ言良^ニ有^以也等^云、

經云、

有諸無智人、惡口罵詈等、加刀杖瓦石等^云、

又云、惡世中比丘、邪智心諂曲、

又云、与白衣說法、為世所恭敬、如六通羅漢、

又云、常在大衆中、乃至、向国王大臣、婆羅門居士、

又云、数々見擯出等^云、

▲徒十悉、▲虚ニ唐

(50) 定五五八頁八行。

(51) 定五五八頁一〇行。
▲日十〇

(52) 定五五八頁一〇行。

▲地十則

(53) 定五五九頁一一行。

(54) 定五五九頁一四行。
▲又云一

(55) 定五五九頁一四行。

(56) 定五六〇頁一行。
▲又云一

(57) 定五六〇頁三行。

(58) 付法藏經云、

我滅後一百年阿育大王云王可有、

(59) 摩耶經云、我滅後六百年龍樹菩薩云人、南天竺三可出、

(8丁表)

(60) 大悲經云、

我滅後六十年末田地云者、地龍宮ニツクヘシ等云、

(61) 季札云者ハ心ノ約束ヲタカエシト、王ノ重宝タル

劍ヲ徐君カ墓ニカケタリ、王寿ト云シ者ハ河ノ水ヲ

飲テ金ノ鷺目ヲ水ニ入レ、弘演ト云人ハ腹ヲサキテ

主君ノ肝ヲ入タリ、此等ハ賢人也、恩ヲ報スル者ナルヘシ、

毛宝カ亀ハアヲノ恩ヲ不忘、昆明池ノ大魚ハ命ノ

恩ヲ報セント明珠ヲ夜中ニサ、ケタリ、

(62) 四大声聞領解文云、

我等今者真是聲聞ナリ、以テ仏道声ヲ令シム一切ヲ聞カ、我等今者

真ニ阿羅漢ナリ、於テ諸ノ世間天・人・魔・梵、普ク於テ其中ニ応シ受

供養ヲ、世尊大恩、以テ希有ノ事ヲ憐愍教化利益シ玉フ

我等ヲ、無量億劫ニモ誰カ能ク報セン者ヲヤ、手足ヲモテ供給シ、頭頂礼

敬ストモ、一切ノ供養皆ナシ能ク報スルコト、若ハ頂戴シ、両肩ニ荷負シテ、

於テ恒沙劫ニシテ心ヲ恭敬シ、又以テ美膳、無量ノ宝衣、及諸

(58) 定五六〇頁五行。

▲經十に記シテ

▲年十に、▲王云王可有ニ王
という王あるべし

(59) 定五六〇頁六行。

▲年十に、▲云ニという、

▲可出ニ出ツベシ

(60) 定五六〇頁七行。

▲年十に、▲云ニいう

(61) 定五六二頁六行〔目〕。

「毛宝ニケタリ」は定五六二頁一
四行〔目〕。

▲墓ニ塚、▲ケタリニく、▲

者ニ人、▲弘演ニ公胤、▲キ

ニい

▲者一

(62) 定五六三頁六行。

▲聞十の

臥具、種々ノ湯薬、牛頭梅檀、及諸珍宝^一以^テ起^テ塔廟^一
宝衣^ヲ布^シキ地^一、如^ノ斯^一等事^ヲ以^テ用^テ供養^一於^テス^トモ恒沙劫^一、亦不
能報^一ス^ルコト^ヲ等^云、

⁽⁶³⁾ 諸声聞等者、前四味ノ経々ニイクソハクノ呵嘖ヲ蒙リ、

人天大会ノ中^ニシテハチカマシキ事其数ヲ不知、然者迦葉ノ

涕泣ノ音三千ヲヒ、カシ、目連^ハ亡然^トシテ手ノ一鉢ヲ捨ツ、

舍利弗^ハ飲食ヲハキ、富楼那^ハ写瓶ニ糞ヲ入^ト被斥^一、

○仏^スラ九横ノ大難ニアヒ給フ、所謂提婆^カ大石ヲトハセ、

阿闍世王ノ醉象ヲ放シ、阿耆多王ノ馬麦、婆羅門城ノコンツ、

センシヤ婆羅門女^カ鉢ヲ腹ニフセシ、何況所化ノ弟子ノ数難

申計^ル無シ、無量ノ釈子^ハ波瑠璃王ニ殺レ、千万ノ

眷属^ハ醉象ニフマレ、花色比丘尼^ハ提婆^ニ害^{セラレ}、

迦盧提尊者^ハ馬ノ糞ニウツマレ、目連尊者^ハ竹杖^ニ害

セラレ、

⁽⁶⁴⁾ 淨名経云、其施汝者不名福田、供養汝者墮^二三惡道^一、

⁽⁶⁵⁾ 舍利弗等疑云、

諸天・龍神等、其ノ数如^シ恒沙^一、求^ル仏諸ノ菩薩^ヲ大衆有^リ八万^一、又有[▲]

諸ノ万億国ノ転輪聖王^モ子^ヲ合掌^ヲ以^テ敬心^ニ欲^スト聞^{カン}具足^ノ

(63) 定五六三頁一〇行「目」。

「仏^スラ^{ラレ}」は定五六四頁一
二行「目」。

▲葉ノ尊者

▲目連ニ須菩提尊者

▲被斥ニ嫌ハル

▲セナシ

▲婆ニ多

▲連ニ健

▲レニル

(64) 定五六五頁一一行。

▲云ニの

(65) 定五六九頁九行。

▲疑云ニ驚テ諸天龍神大菩薩
をもよをして、▲衆ニ数、▲

有^一

道一等云、

⁽⁶⁶⁾大經云、薩者名具足義一等云、

⁽⁶⁷⁾無依無得大乘四論玄義記云、「

(9 丁裏)

沙者一訊云六一、胡法以六為具足義一也等云、

⁽⁶⁸⁾吉藏疏云、沙者翻為具足等云、

⁽⁶⁹⁾天台玄義八云、

薩者梵語、此翻妙一也等云、

⁽⁷⁰⁾大智度論千卷肝心云、

薩者六也等云、

⁽⁷¹⁾妙法蓮花經下申ハ漢語也、月支ニハ薩達摩分陀利

迦蘇多攬下申、

⁽⁷²⁾善無畏三藏法花肝心真言云、

曩謨三曼陀陀 唵三 阿ハ々暗 惡開 悟示 薩ハ縛ハ

勃陀枳攬知 娑ハ乞キ芻シ毘フ耶ヒ 識キ々ナ曩ウ婆ハ縛サ

羅キ乞シ叉ヤ 儺ニ 薩ツ哩達磨正 浮ホ陀タ里リ迦キ

蘇ソ多タ攬経 惹シ 吽ウ 鏗ハン 發コ 縛ハ日サ

羅ラ乞キ叉シ 鎗カン 娑ソ婆ハ訶カ

⁽⁷³⁾薩哩達磨下申ハ正法也、薩下申ハ正也、正下申ハ妙也、妙下

(66) 定五六九頁二行。

(67) 定五六九頁二行。

▲ 訊一決

(68) 定五六九頁二三行。

(69) 定五六九頁一四行。

(70) 定五七〇頁一行。

▲ 卷十の

(71) 定五七〇頁一行〔目〕。

▲ 摩一磨

(72) 定五七〇頁二行。

▲ 藏十の、▲ 花十經の

▲ 攬一覽

▲ 吽一無礙相

▲ 十一吽無礙相

(73) 定五七〇頁六行〔目〕。

申ハ正也、正法花・妙法花是也、

⁽⁷⁴⁾ 妙樂云、尚具仏果、余果亦然等云、

⁽⁷⁵⁾ 一卷云、法花

我本立誓願、欲令一切衆如我等無異、如我昔所願

今者已満足等云、

⁽⁷⁶⁾ 諸大菩薩諸天等領解云、

(10丁裏)

我等從_リ昔_一來_タ、⁽⁷⁶⁾ 數_{ハク}聞_{ントソシカトモ}世尊_ノ說_{ヲハ}、未_リタ_キ曾_テ聞_{ニカ}如_ノ是_一深妙_ノ之上

法_{ヲハ}等_云、

⁽⁷⁷⁾ 傳教大師云、

我等從昔來、數聞世尊說_{トイハ}、謂_ク昔聞_シ法花經_ノ前_ノ說

花嚴等大法_一也、未曾聞如是、深妙之_上○法_{トイハ}、謂_ク未_{スタ}聞_{ナリ}法花經_ノ

唯一仏乘_ノ教_一也等云、

下卷

(1丁表)

開目抄要文下

⁽⁷⁸⁾ 天台云、

分身既_ニ多_シ、当_シ知_ル成_ル久_ク矣_等云、

▲正_ト申_ハ正_ハは、▲妙_ト申_ハ妙_ハは

(74) 定五七〇頁二行。

(75) 定五七〇頁二三行。
▲一卷云、法花一

(76) 定五七〇頁一四行。
▲等+此の法門をさひて

(77) 定五七一頁一行。

(78) 定五七二頁七行。

(79) 弥勒菩薩疑云、

無量千万億ノ大衆諸菩薩、昔ヨリ所ナリ未曾見ニ是ノ諸ノ大威徳

精進ノ菩薩ノ衆一、誰カ為ニ其ノ説法教化シテ而成就^{シテ}、從^テ誰ニ初テ発

心^{シテ}称揚^{玉ケル}何ナル仏法^ヲカ、○世尊我昔ヨリ来タ、未サリキ曾テ見ミ是ノ事^ヲ、願クハ説^ニ

其所從ノ国土ノ之名号^ヲ、我レ常^ニ遊^{アソビシニ}諸ノ国^ニ、未曾^テ見ミ是ノ

事^ヲ、我レ於^テ此ノ衆ノ中ニ乃チ不^レ識^ラ一人^ヲモ、忽然^トシテ地^{ヨリ}出^ツ、願クハ説^{玉ヘ}其ノ

因縁^ヲ等^云、

(80) 天台云、

自^リ寂場ニ已降^タ今座已往、十方ノ大士ノ来会不^レ絶^ハ、

雖^{トモ}不可限^一、我^レ以^テ補^ル処^ノ智力^ヲ悉^ク見^ミ、悉^ク知^ル、而^ル於^テ此ノ衆^ニ

不^レ識^{一人}ヲモ、然^ルニ我遊化^{シテ}十方^ニ觀^マ奉^ル諸^ノ仏^ニ、々々^ノ大衆

快^{ヨク}所^{ナリ}識^知玉^ヘル等^云、

(81) 妙楽云、

智人知起、蛇自識蛇等^云、

(82) 仏此疑答云、

阿逸多、○汝等昔ヨリ所^{ナリ}トイハ未^レ見^ミ者、我^レ於^テ是ノ娑婆世界^ニ

得^エ阿耨多羅三藐三菩提^ヲ已^テ、教化示導^{シテ}是ノ諸ノ菩薩^ニ、

調伏^{シテ}其ノ心^ヲ令^シメ玉^フ發^サ道意^ヲ等^云、

(79) 定五七三頁一行。

▲然^トシテ十從

(80) 定五七三頁一四行。

▲化^ニ戲、▲々々^一

(81) 定五七四頁二行。

(82) 定五七四頁四行。
▲此^十の

(83) 又云、我ハ於ニシテ伽耶城菩提樹下ニ坐テ、得レテ成ニコトヲ最正覺一、轉セリ

無上ノ法輪一、爾シカシヨリコノカタ乃教化シテ之ヲ令シムテ初テ發道心一、今ハ皆住セ不

(2丁表)

退一、乃至我從リ久遠一來タ教化セリトシテ是等衆ヲ等云、

(84) 弥勒菩薩等疑云、

世尊、如来為大子時、出於釈宮去伽耶城不遠、坐於

道場得成阿○菩提、從是已來始過四十余年、

(85) 世尊、云何於此少時大作仏事等云、

經云、

我レ宿何ナル罪アテカ生シケル此ノ惡子一、世尊、復マシクシテカ有何等ノ因緣一提婆

達多共、ニ為玉ケルソ眷屬一等云、

(86) 寿量品云、

一切世間天人及阿修羅、皆謂今釈迦牟尼仏出釈氏

宮去伽耶城不遠、坐於道場得阿○菩提等云、」

(2丁裏)

又云、然善

然善男子、我実成仏已來、無量無辺百千万

億那由佉劫等云、

(88) 花嚴經、三処始成正覺、阿含經、初成、浄名經、始坐

仏樹、大集云、始十六年、大日云、我昔坐道場、仁王經、

(83) 定五七四頁五行。

(84) 定五七五頁三行。

▲大ニ太

▲○ニ釋多羅三藐三

(85) 定五七五頁一〇行。
▲經ニ第一の問ニ
▲縁ニ十与

(86) 定五七六頁二行。
▲品十を説テ

▲○ニ釋多羅三藐三

(87) 定五七六頁五行。
▲又云一

(88) 定五七六頁六行〔目〕。
▲經十云
▲集十經、▲云ニ經

二十九年、無量義經云、我先道場、法花經方便品、

我始坐道場等ヲ、一言ニ大虚妄也ト破文也、

妙樂云、

一代教ノ中ニハ、未ダ曾テ顯サ遠コトヲ、父母ノ之寿ノ、○若シ不レハ知父母ノ寿ノ之

遠コトヲ復タ迷フ○父統ノ之邦中イニ、徒ニ謂テ才能ヲ全非ス人ノ子ニ等云、※

秀句云、』

(3丁表)

他宗所依ノ經雖トモ有ト一分仏母ノ義、然ニ但有テ愛ノミ闕タリ嚴ノ義一、
天台法花宗ハ具ス嚴愛ノ義一、一切ノ賢聖・学無学及発

菩提心者ノ之父ナリ等云、

伝教大師云、

新来真言家則泯筆受之相承、旧到花嚴家則

隱影響之軌模等云、

良諳和尚云、

真言・禪門・花嚴・三論、乃至若望法花是接引門等云、

宝塔品云、

爾時ニ多宝於宝塔ノ中ニシテ分テ半坐ヲ与奉給キ、積迦牟尼仏ニ、○爾時ニ大衆

見奉ルニ○如来ニ在シテ七宝ノ塔ノ中師子ノ坐ノ上ニ、結跏趺坐玉テ、○以テ大音声ヲ

普ク告玉ハク四衆ニ、誰能於此娑婆国土ニ広ク説カン妙法花經、』

▲云一、▲品十云

(89) 定五七八頁二一行。

▲母ノ一

※他筆で「諛イツハル」とあり。

(90) 定五七九頁二行。

(91) 定五七九頁一四行。

(92) 定五八〇頁三行。

▲花十等

(93) 定五八二頁三行〔日〕。

▲宝十仏

(3 丁裏)

今ハ正ク是レ時ナリ、如来ハ不シテ久カラ当ニ入^給涅槃ニ、^{ホシメス}仏欲^三以^此○妙法花経ヲ付属

有^二リト在^一コト^ナナルコト等云、第一勅宣也、

又云、爾時世尊、欲^テ重^テ宣^ト此^ノ義^ヲ而^モ説^テ偈^ヲ言^ク、

聖主ノ世尊、雖^トモ久ク滅度^一^給ト、在^シ宝塔ノ中ニ尚^ヲ為^ニ法^ノ来^給ヘリ、

諸人云何^{イカニ}不^{ラン}勤^メ為^ニ法^ヲ、○又我カ分身、無量ノ諸仏、

如シ恒沙等^一来^テ欲^シテ聴^カント^法ヲ、○各^ク捨^テ妙ノ土及ヒ弟子ノ衆、

天・人・龍神、諸ノ供養事^一令^シムルカ^カ法久住^一故^ニ来^至此^一、○

譬^ヘハ大風ノ吹^ク小樹ノ枝^ヲ、以^テ是^ノ方便^一令^シメテ法久住^一住^セ

告^給ク諸ノ大衆^一、我カ滅度ノ後^ニ、誰カ能ク護持読誦^{セン}斯^ノ経^ヲ、

今於^テ仏前^一自^ラ説^ケ誓言^ヲ、○第二鳳詔也、』

(4 丁表)

多宝如来及ヒ与我^カ身^一、所^ノ集^ムル^ル化^レ仏、当^ニ知^ル此^ノ意^一ナル、○

諸ノ善男子、各^ク諦^ニ思^惟セヨ、此^ヲ為^{セン}難^キ事^ト、宜^ク發^ス大願^ヲ、

諸余經典^{タラ}数^ス如^ナラン恒沙^ノ、雖^トモ説^ト此^等未^ダ足^ル為^ル難^ト、

若^ハ接^ハ須^弥擲^置カ^ン他方^無数^ノ仏土^ニ、亦^タ未^ダタ^ス為^難ト、○

若^ハ仏ノ滅度^ニ、於^テ惡世^ノ中^ニ能^ク説^カン此^ノ経^ヲ、是^ヲ則^チ為^ス難^ト、

仮使^ヒ劫^ヲ燒^ニ担^ヲ負^テ乾^{タル}草^ヲ入^テ中^ニ不^{ラン}燒^ヤケ、亦^タ未^ダタ^ス為^難ト、

我カ滅度^ノ後^ニ若^ハ持^テ此^ノ経^ヲ為^ニモ一人^ノ説^カン、是^ヲ則^チ為^ス難^ト、○

諸善男子、於^テ我^カ滅^後ニ、誰^カ能^ク受^テ持^テ讀^誦セン此^ノ経^ヲ、

(94) 定五八二頁七行(旦)。

○ |

▲ 斯 || 此

○ |

▲ 難 || 十 ○

▲ 受 || 護

今於^テ仏前^ニ自^ラ説^ケ誓言^ヲ等^云、第二諫勅也、

第四第五二ヶ諫曉、提婆品^ニ有^之、[▲]」

(4丁裏) 双林最後御遺言[▲]云、

依法不依人、依了義經不依不了義經等^云、

(96) 龍樹菩薩、十住毘婆娑論云、

不^{サレ}依^ラ修多羅^ノ黒論^ニハ、依^{ヘシ}修多羅白論^ニハ等^云、

(97) 天台大師云、

与修多羅合^セ者録^{シテ}而用^{イン}之^一、無^ク文無^{クシ}ハ義^ニ不可信受^ス等^云、

(98) 伝教大師云、

依憑^{シテ}仏説^ヲ莫^レ信口伝等^云、

(99) 円珍智証大師云、

依文可伝等^云、

(100) 妙楽大師云、縦^ヒ有^テ經^ニ云^{トモ}諸經^ノ之王^{タリト}、不^シ云^ニ已今当[』]

(5丁表)

(101) 又云、已今当妙、於^テ茲^ニ固^ク迷^フ、○謗法^ノ之罪苦流^レナシ長

劫^ニ等^云、

(102) 密嚴經云、

十地・花嚴等^ノ大樹^ト与^ト神通・勝万^及余經、皆^ナ從^リ此^ノ經^ニ

▲之^一

(95) 定五八四頁七行。「依了義經」は定五八四頁九行。▲言⁺に、▲等^一

(96) 定五八四頁一〇行。▲薩⁺の、▲娑^{||}沙

(97) 定五八四頁二一行。

(98) 定五八四頁二一行。

(99) 定五八四頁二二行。

(100) 定五八五頁四行。▲大師^一

(101) 定五八五頁五行。▲○^一

(102) 定五八五頁八行。

▲万^{||}鬘

出タリ、如是ニ密嚴經ハ一切経ノ中ニ勝タリ等云、

(103) 大雲経云、

是ノ経ハ即チ是レ諸ノ転輪聖王ナリ、何ニテノ故ニ、是ノ經典ノ中ニハ宣説スレハ

衆生ノ実性ノ仏性一ヲ、当ニ住ス法蔵ニ等云、

(104) 六波羅密経云、

所謂ル過去無量ノ諸仏ノ所ノ説正法、及ヒ我レ今所ナリ説ク、所謂ル

八万四千ノ諸ノ妙法蘊○撰シテ為ス五分ト、一ニハ素咀覽^{タン}・二ニハ毘奈^ナ

(5丁裏) 耶・三ニハ阿毘達摩・四ニハ般若ハラ蜜多・五ニハ陀羅尼門ナリ、此ノ五

種ノ蔵ハ教化ス有情一ヲ、○若ハ彼ノ有情、不能ニ受持シテ契経一ヲ調

伏^{スルコト}対法般若一ヲ、或ハ復タ有情、造テ諸ノ悪業、四重・八重・五無

間罪一ヲ謗^ル方等経一ヲ一闡提等ノ種々ノ重罪^ヲ使メテ消滅^{スルコト}一^{速疾ニ}

○解脱シ頓ニ悟テ涅槃一ヲ、而モ為ニ彼ノ説ク諸ノ陀羅尼蔵一ヲ、此ノ五種ノ蔵ハ、譬^ハ

如シ乳・酪・生蘇・熟蘇及ヒ妙醍醐一、○総持門ト者、譬^ハハ如シ

醍醐一、々々ノ之味ハ乳・酪・蘇ノ中ニ微妙第一ナリ、能ク除ク諸ノ病一ヲ、

令シム諸ノ有情一ヲ身心安樂一セ、総持門ト者、契経等ノ中ニ最モ為ス第一ト、

能ク除ケハナリ重罪一等云、

(105) 解深密経云、

爾ノ時勝義生菩薩、復タ白シテ仏ニ言ク、世尊初メ於テ一時^ニ在ニ婆羅痂[▲]

(103) 定五八五頁九行。

▲諸ノ十経

▲当ニ常、▲蔵ニ十故

(104) 定五八五頁一一行。
▲密ニ蜜

▲覽ニ纜

▲摩ニ磨、▲多一

▲○一

▲消ニ銷

▲種ニ法

(105) 定五八六頁三行。

▲婆ニ波

(6丁表)

斯、仙人ノ随処施鹿林中ニ、唯シ為ニハ発超▲セントスル 声聞乗一ヲ者一ノ以テ四

諦ノ相ヲ給キ正法輪一、雖トモ是レ甚奇ナリ、甚為ニスト希有一ナリト、一切世間ノ諸ノ天

人等、先ツ無シ有ニコト能ク如ク法ノ輪者一、而於テ彼時ニ所ノ転スル法輪有上、

有容ナリ、是レ未了ノ義ナリ、是レ諸ノ諍論安立ノ処所ナリ、世尊、在シテ昔シ第

二時ノ中ニ、唯タ為ニハ発趣スル修セント大乘一者一、依ラハ一切ノ法ニ皆無シ自性一、無

○滅生無ニシテ本来寂静ナリ、自性ノ涅槃ハ以テ隱密ノ相ヲ転ス正法輪一、雖トモ更甚

奇ナリ、甚為ニスト希有一ナリト、而於テ彼時ニ所ノ転スル法輪亦タ是レ有情ナリ、有トモ所容

受スル、猶ヲ未了ノ義ナリ、是レ諸ノ諍論安足ソク処所ナリ、世尊、於テ今第三

時ノ中ニ、普ク為ニハ発超▲セントスル 一切乗一者一、依ラハ一切ノ法ニ皆無シ自性・無性▲

無滅ニシテ本来寂静ナリ、自性ノ涅槃ハ無シ自性一々ハ以テ顕了ノ相ナルヲ

転ス正法輪一、第一ノ甚奇ナリ、為甚タ為ス希有一ナリト、于ニ今ニ世尊所ノ転一

法輪無上無容ナリ、是レ真了ノ義ナリ、非ス諸ノ諍論安足最処所文、

(6丁裏)

大般若経云、

随所ニ聴聞一ニ世・出世ノ法、皆能ク方便ニシテ会入ス般若甚深ノ理

超一、諸ノ所ノ造作一ニ世間ノ事業亦タ以テ般若一會入ホウ法相一、不サレトモ見

一事ヲ出ルル法性一者一ヲ等云、

⁽¹⁰⁷⁾ 大日経第一云、秘密主、大乘ノ行ハ発ス無縁ノ乗一、心法ハ無我ノ性ナリ、

何ヲ以ノ故ニ、如キハ彼ノ往昔一如是ノ修行スル者ハ觀察シテ蘊阿頼耶一、智ル自

▲随ニ墮、▲超ニ趣

▲立ニ足

▲情ニ上

▲超ニ趣、▲性ニ生

⁽¹⁰⁶⁾ 定五八六頁二一行。

▲超ニ趣、▲相ニ性

⁽¹⁰⁷⁾ 定五八六頁二三行。

▲智ニ知

性ノ如幻一等云、

又云、秘密主、彼レ如キハ是一捨ツレハ無我ノ心主一自在ノ覺ニシテ自心本不

生ナリ等云、

又云、所謂ル空ノ性ハ離スレハ於根境一無相ニシテ無シ境界一、越ヘテ諸ノ戲論一等ク

同シナリ虚空ニ、乃至極無自性ナリ等云、』

(7丁表)

又云、

大日尊、告テ秘密主ニ言ク、秘密主、云何ナルカ菩提、謂ク如実

知自ノ心ナリ等云、

花嚴經云、

一切世界ノ諸ノ群生、尠ナク有コト欲スルモノ求メント声聞ノ道一ヲ、求ムル縁覺一者モ

転タ、復タ少シシ、求ル大乘一者甚希有ナリ、求ル大乘一者ヲハ猶ヲ為ス易ト、能ク

信スルヲ是ノ法一ヲ為ス甚難ト、況ヤ能ク受持シテ正憶念ニ如ク説クノ修行シ真実ニ

解センヤ、若ハ以テ三千大千〇界一頂載スルコト一劫、身ヲ不ストモ動カ彼ノ所作

未タ為セ難ト、信スル是ノ法一者ヲ為ス甚難ト、大千塵数ノ衆生ノ類ノ一切ニ

供養ニストモ諸ノ樂具一ヲ、彼ノ功德未タ為セタリト、信スル是ノ法一者ヲ為ス殊ニ勝ト、

若ハ以テ掌一ヲ持テ十仏刹一於テ虚空ノ中ニ住スルコト一劫ナリトモ、彼ノ所作未タ為

難ト、信スル是ノ法一者ヲ為ス甚難ト、十仏刹塵ノ衆生ノ類ノ一切ニ供養トモ

諸ノ樂具一ヲ、彼ノ之功德未タ為勝ト、信スル是ノ法一者ヲ為ス殊ニ勝ト、十刹

(7丁裏)

(108) 定五八六頁一四行。

(109) 定五八七頁一行。

(110) 定五八七頁二行。

(111) 定五八七頁三行。

▲切却

▲切却

(8丁裏)

是人懷惡心、常念世俗事、假名阿練若、好出我等過、
常在大衆中、欲毀我等故、向国王大臣、波羅門居士、
及余比丘衆、誹謗説我惡、謂是邪見人、説外道論義、
濁劫惡世中、多有諸恐怖、惡鬼入其身、罵詈毀辱我、
濁世惡比丘、不知仏方便、隨宜所説法、惡口而頰戚、
数々見擯出等云云、

⁽¹¹⁴⁾ 記八云、

文三、初ノ一行ハ通シテ明ス邪人ヲ、即俗衆ナリ也、次ノ一行ハ明ス道門増上
慢ノ者ヲ、三ニ七行ハ明ス僭レ聖ヲ増上慢ノ者ヲ、此ノ三カ中ニ初メハ者可シ忍フ、
次ハ過タリ前ニ、第三ハ最モ甚シ、以テノ後々ハ者転々難キヲ識一故ニ等云云、

⁽¹¹⁵⁾ 東春智度法師云、

初メニ有諸ト云ヨリ下ノ五行第一ノ々偈ハ忍ス三業ノ惡ヲ、是ハ外ノ惡人ナリ、次ニ惡
世ト云ヨリ下ノ一偈ハ是レ上慢出家ノ人ナリ、第三ニ或有阿練ト云ヨリ下三ノ偈ハ即
是レ出家ノ処ナリ、攝ス一切ノ惡人等云云、』

(9丁表)

⁽¹¹⁶⁾ 又云、常在大衆ト云ヨリ下ノ兩行向テ公処ニ毀リ法ヲ謗ル人等云云、
⁽¹¹⁷⁾ 涅槃經九云、

善男子、有テ一闍提一作シテ羅漢ノ像ヲ住シテ於空処ニ、誹謗ニセハ方等
大乘經典ヲ、諸ノ凡夫人、見ミ已テ皆ナ謂ニ真ノ阿羅漢是ハ大菩薩ナリト等云云、

▲ + ○

▲ 波 || 婆

▲ 義 || 議、▲ + ○

▲ + ○

(114) 定五九一頁五行。

▲ 次ハ + 者

(115) 定五九一頁七行。

▲ 行ノ + ○

▲ 練 + 若

(116) 定五九一頁八行。

▲ 衆 + 中
(117) 定五九一頁九行。

又云、⁽¹¹⁸⁾

爾ノ時ニ、是ノ經於テ閻浮提ニ当シニ広ク流布ス、是ノ時ニ当シニ諸ノ惡比丘一、抄略シテ是ノ經分テ作シテ多^分〇、能ク滅^{ホサン}正法ノ色香美味ヲ、是ノ諸ノ惡人ハ、雖^{トモ}復讀誦ニト如ノ是ノ經典ヲ、滅除ニシ如来深密ノ要義ヲハ、安置シテ世間莊嚴文飾無義ノ之語ヲ、抄テ前ヲ著ケ後ニ、抄テ後ヲ著ケ前ニ、前後ヲ著ケ中ニ、々ヲ著ケン前後ニ、当ニ知^ル如ノ是ノ諸ノ惡比丘^ハ是レ魔ノ伴侶ナリ等^云、

六卷般泥温經云、⁽¹¹⁹⁾

有^テ似^{タル}羅漢ニ一闍提ニ而行シ惡業ヲ、有^{タル}似^{タル}一闍提ニ阿羅漢而^レ而^モ作^{サン}慈心ヲ、有^{タル}似^{タル}羅漢ニ一闍提ニ者ハ是^レ諸ノ衆生誹謗セ方^ヤ

等^ヲ、似^{タル}一闍提ニ阿羅漢ト者、毀^シ聲聞ヲ広ク説テ方^等語テ衆生ニ言ク、我^レ与^ト如来^ニ俱^ニ是^レ菩薩ナリ、所^ユ以^ヘ者何^ル、一切^皆有^ル如来ノ性^一故^ニ、然^ルニ彼ノ衆生ヲ謂^ハン一闍提ト等^云、

又云、我^レ涅槃後、乃至正法滅後於^テ像法中、当^ニ有^ル比丘、似^{タル}像持律少讀誦經典、貪^ム著^ク飲食、長^ク養^フ其身、〇

雖服袈裟、猶如獵師細視徐行、如猫伺鼠、常唱是言、我得羅漢、〇外道現賢善、内懷貪嫉、如受瘞法波羅門等、実非沙門現沙門像、邪見熾盛誹謗正法等^云、

(118) 定五九一頁一〇行。

(119) 定五九一頁一四行。
温ニ洹
似タル十阿、▲有ニ

▲如来ニ汝等

(120) 定五九二頁三行。

▲典一、▲著ニ嗜

▲波ニ婆

(121) 妙法蓮花經云、

於仏滅度後、恐怖惡世中云、

(122) 安樂行品云、於後惡世○於末世中○於後末世法欲滅時、』

(10丁表)

(123) 分別功德品云、惡世末法時等云、

(124) 藥王品云、後五百歲等云、

(125) 正法花經勸説品云、然後末世云、又云、然後來○世等云、

(127) 添品法花經云、等、天台云、像法中南○北七法花怨敵也、

(129) 傳教云、像法末、南都六宗學者法花怨敵等云、

(130) 涅槃經云、

是時当有諸惡比丘、乃至是諸惡人、雖復誦誦

如是經典、滅除如来深山密歎要義等云、

(131) 止觀云、

若シ無クンハ信一高ク推テ聖境ニ、非ス己カ智分ニ、若シ無クンハ智一起シテ増上慢一、

謂ヒナン己レ均ト仏ト等云、

(132) 道綽禪師云、二由理深解微等云、

(133) 法然云、諸行非機失時等云、

(10丁裏)

(134) 記十云、

恐クハ人謬テ解セハ者、不シテ識ニラ初心ノ功德ノ之大ナルコトヲ、而推ツル功ラ上位ニ蔑此レ初ナヒカシロニスルオカシ中キナルカ

(121) 定五九二頁七行。
▲蓮一

(122) 定五九二頁七行。
▲○又云、▲○又云、

(123) 定五九二頁八行。

(124) 定五九二頁八行。

(125) 定五九二頁九行。

(126) 定五九二頁九行。

(127) 定五九二頁九行。

(128) 定五九二頁一〇行。
▲法十の、▲花十經の、
▲也ニなり

(129) 定五九二頁一〇行。
▲法十の

(130) 定五九四頁六行。

(131) 定五九四頁七行。

(132) 定五九四頁八行。
▲師十が

(133) 定五九四頁八行。

(134) 定五九四頁九行。

心^一ヲ、故^ニ今^ニ示^{シテ}彼^ノ行^ノ淺^ク功^深一^{コト}ヲ、以^テ顯^ス經^ノ力^一等^云、
傳教大師云、

正像稍過已^テ末法太有^リ近^一、法花一乘ノ機、今正^ク是其^ノ時^{ナリ}、
何以得^シ知^一、安樂行品云、末世法滅時也等^云、

涅槃經云、

我等悉名邪見之人等^云、

妙樂云、自指三教皆名邪見等^云、

止觀云、大經云、自^リ此^一之前我等^ヲ皆^ナ名^ケシ^テ邪見ノ人^ト也、邪豈^一

(11丁表)

非惡等^云、

弘決云、邪^{トイハ}即是^レ惡^{ナリ}、是^ノ故^ニ當^ニ知^ル、唯^ク円^ヲ為^善ト、復^タ有^リ一^ノ意^一、

一^ニ者^ハ以^テ順^ヲ為^善一、以^テ背^ヲ為^惡一、相待^ノ意也、○以^テ著^一為^善一、以^テ達^一

為^善一、相待、絶待、俱^ニ須^シ離^ス惡^一、円^ノ著^ス尚^ヲ惡^{ナリ}、況^ヤ復^タ余^ヲ耶等^云、

止觀第一云、

止觀明静ナルコト前代ニハ未^タ聞^カ等^云、

弘決云、

自^リ漢^ノ明帝夜^ル夢^一泊^一于^レ陳朝^ニ○預^{シメ}廟^ニ禪門^ニ衣鉢^傳

授^{スル}者^等云、

補注云、衣鉢傳授^ト者^達磨^{ナリ}等^云、

(135) 定五九四頁一〇行。

▲是^一

(136) 定五九五頁二行。

(137) 定五九五頁二行。

(138) 定五九五頁三行。

(139) 定五九五頁四行。

▲○^一

(140) 定五九六頁二二行。

(141) 定五九六頁一三行。

▲決^一、
▲預^一予、▲廟^一廟

(142) 定五九六頁一三行。
▲者^一指

即チ洛陽等云、

⁽¹⁴⁸⁾六卷般泥温經云、

不ス見ミ究竟ノ処ヲ者ハ、不シ見ミ彼ノ一闍提ノ輩ノ究竟ノ惡業ヲ等文、

⁽¹⁴⁹⁾▲法花經云、天諸童子、以為給使、○不加毒不能害、刀杖

⁽¹⁵⁰⁾又云、若人惡罵、口則閉塞、

⁽¹⁵¹⁾又云、現世安穩後生善處、

⁽¹⁵²⁾又云、頭破作七分、如阿梨樹枝、

⁽¹⁵³⁾又云、亦於現世得其福報等云、

⁽¹⁵⁴⁾又云、若復、見受持是經典者出其過惡、若実若

不実、此人現世得白癩病等云、

⁽¹⁵⁵⁾不輕品云、惡口罵詈等云、

⁽¹⁵⁶⁾又云、或以杖木瓦石而打擲之等云、

⁽¹⁵⁷⁾涅槃經云、若殺若害等云、

⁽¹⁵⁸⁾法花經云、而此經者如来現在猶多怨嫉等云、

⁽¹⁵⁹⁾「仏与提婆如身与影、生々ニ不離、聖徳太子ト守屋ト」

蓮花ノ々菓同時ナルカ如シ、仏ハ提婆ニ小指ヲヤフラレ、九横ノ

大難ニ値給フ、是ハ法花經ノ行者ニ非ヤ、不輕菩薩一乗ノ

行者トイハレマシキ歟、目連竹杖ニ殺レ、提婆菩薩師子ノ

⁽¹⁴⁸⁾ 定五九七頁九行。
▲温ニ洄

⁽¹⁴⁹⁾ 定五九九頁六行。

▲法花ニ此

⁽¹⁵⁰⁾ 定五九九頁七行。

▲塞+等

⁽¹⁵¹⁾ 定五九九頁七行。

▲処+等

⁽¹⁵²⁾ 定五九九頁七行。

▲云一

⁽¹⁵³⁾ 定五九九頁八行。

⁽¹⁵⁴⁾ 定五九九頁八行。

⁽¹⁵⁵⁾ 定五九九頁一〇行。

⁽¹⁵⁶⁾ 定五九九頁一〇行。

⁽¹⁵⁷⁾ 定五九九頁一〇行。

⁽¹⁵⁸⁾ 定五九九頁一一行。

⁽¹⁵⁹⁾ 定五九九頁二行〔日〕。

「仏ハ提ト：闍耶」は定五九九頁
二行〔日〕。

▲提婆ニ小指ヲ小指を提婆ニ、

▲是ニ此、▲殺レ+法華經記別
の後なり。付法藏の第十四、
▲薩+第二十五の

(13 丁表)

尊者一人ハタニ殺ヌ、竺ノ道生ハ蘇山ニ流ヌ、法道ニハ

火印ヲ面ニアテ、江南ニウツサル、北野天神』

白居易此等ハ法花経ノ行者罪耶、

(160) 天台、

今我カ患苦ハ皆ナ由ル過去ニ、今生ニ修スレハ福報ハ有リ生来ニ等云、

(161) 心地観経云、

欲知過去因見其現在果、欲知未来果見其現在

因等云、

(162) 不軽品云、其罪畢已等云、

(163) 不軽菩薩ハ過去ニ法花経ヲ謗シ罪身ニアル故ニ、瓦礫ヲカフル

トミエタリ、又順次生ニ必地獄ニ墮ヘキ者ハ、重罪ヲ造トモ

現罰無シ、一闍提人此也、

(164) 涅槃経云、

迦葉菩薩白シテ仏ニ言ク、世尊、仏ノ所ノ説大涅槃ノ光リ入ル於一切衆生ノ

毛孔ニ等云、

(13 丁裏)

(165) 迦葉菩薩白シテ仏ニ言ク、世尊、云何未タタ発菩提心ヲ者ハ得菩提ノ因ニ等云、

(166) 仏此問ヲ答テ云、仏告玉ハク迦葉、若シ有リトモ聞コトは大涅槃経ノ言テ我レ
不三ト用ニイ発スコトヲ菩提心ヲ誹謗セハ正法ヲ、是人即時ニ於テ夜ル夢中ニ現スレハ羅

▲殺ヌ+此等は法華経の行者にはあらざるか、▲アテ、〓やいて

(160) 定六〇〇頁五行。

▲台十云、
▲患〓疾、▲有〓在、▲生〓
将

(161) 定六〇〇頁五行。

(162) 定六〇〇頁六行。

(163) 定六〇〇頁六行〔日〕。
▲礫〓石

▲人〓

(164) 定六〇〇頁八行。

▲尊、+如

(165) 定六〇〇頁九行。

(166) 定六〇〇頁一〇行。

▲現〓見

刹像カタチ心中ココロニ怖コソ、羅刹語ラクシャクゴヲ言ク、咄善男子トクゼンナンシ、汝今若ニ不スハ

發菩提心ハツブツジシン一ニ當斷トク、汝命ニヲ、是人惶怖コソシテ、寤サメ已ニ即チ發菩提之

心ヲ、○當知トク是ノ人ハ大菩薩等ニ云、※

(167) 又云、枯木石山等ニ云、

(168) 又云、焦種雖遇甘雨等ニ云、

(169) 又云、明珠淤泥等ニ云、

(170) 又云、如シ人アテ手ニ創ハザンテ投ク毒藥ニ等ニ云、

(171) 又云、大雨不住トマラ空ニ等ニ云、

(14丁表)

(172) へ上品、一闍提人ニナリヌレハ、順次生ニ必無間地獄ノ墮ヘキ

故ニ現罪罰無シ、例ハ夏ノ桀・殷ノ紂ノ世ニハ天變無シ、重禍有リ

必世ホロフヘキカ故カ、守護神此国ヲ捨ル故ニ現罰無ク、

謗法ノ世ヲハ守護神捨去、諸天不可守護ニ、故ニ正法ヲ行スル

モノニシルシナシ、還テ大難ニ値ヘシ、

(173) 金光明經云、

修善業一者日々ニ衰減等ニ云、

(174) 般泥温經云、

善男子、過去ノ曾シ作リキ無量ノ諸罪ヲ種々ノ惡業ヲ是ノ諸ノ罪報ニ○

或ハ被レ輕易セ、或ハ形狀醜陋ニシテ衣服不足ナリ、飯食麤疎ヲ求ルニ財ニ不ス利アル、

▲ 掘ニ畏

▲ 人ハ十是

※他筆で「十如是抄云、一度モ南無妙法蓮華經申セハ、法花經ヲ覺リテ如法ニ部ヲヨミ、奉ルニテアルナリ、十返ハ十部、百返ハ百部、千返ハ千部如法ニヨミ奉ルテアルヘキナリ、カク信スル如説修行ノ人トハ申スナリ、四信五品抄云、妙法蓮華經ノ五字ハ非文非義ニ一部ノ意ヲ云、吾祖ノ救ニ下様ヲ如レ是、譬ハ画ヲ以似レタリ見ニ梵漢ヲ、何ニ況セ一部ヲ讀誦シテ文義ヲ具足シ、助ニ成セテ正行ヲ、蓋シノ親ニ如見ニ梵漢ヲ、豈ニコ、ロロカラサランヤ、とあり。この

他筆は、17丁表の他筆「法華：何シテ證カラン」と同筆か。

(167) 定六〇〇頁一四行。

(168) 定六〇〇頁一四行。

(169) 定六〇〇頁一四行。

(170) 定六〇〇頁一行。

▲ 投ニ捉

(171) 定六〇〇頁一行。

(172) 定六〇〇頁二行「日」。

▲ 地一、▲ 禍ニ科、▲ カ一、▲ 故ヲ、十又

(173) 定六〇〇頁五行。

(174) 定六〇〇頁一行。

▲ 温ニ洄

生ニテ貧賤ノ家及邪見ノ家ニ、或ハ遭フ王難、及余ノ種々人間ノ苦

報ニ、現世ニ輕受コトハル由ルカ護法ノ功德ノ力ニ故等云、

(176) 摩訶止觀第五云、「

散善微弱ニシテ不能令ムルコト動セ、今修スレハ止觀一健病不スシテ虧一動生死

輪一等云、

(176) 又云、三障四魔紛然トシテ競起ル等云、

(177) 涅槃經云、

譬ハハ如キハ貧人ノ無シ有コト居家ニ、救護ノ之者加復病苦ス、飢渴ニ所シテ逼遊

行シ乞○丐トマレテ止他家ノ客舎ニ寄生ス一子ヲ、是ノ客舎ノ主驅逐シテ令ム去一、其

産未タ久一カラ、携抱是兒欲ルニ至ラント他国ニ、於テ其ノ中路ニ遇惡風雨ニ、寒

苦競ヒ至テ、多ク為ニ蚊虻・蝮蝎ノ漂疾スレトモ、而不ス放棄一、於是母子遂ニ苦

俱没ス、如ノ是ニ女人ハ慈念ノ功德ナレハ、命終ノ之後生ス於梵天ニ、文殊師

利、若シ有善男子一欲護ラント正法ヲ○如キハ彼貧女一在於恒河ニ、為ニ愛

念センカ子ヲ而捨ツ身命一、若シ善男子、護法ノ菩薩亦タタ如クナル是、寧ロ捨テヨ

身命一、○如ノ是ニ之人雖トモ不スト求メ解脱ヲ、々々自ラ至ル、如キハ彼貧女一

(15) 丁表

(178) 法花經安樂行品云、

不レ樂テ説人及ヒ經典ノ過一ヲ、亦不レ輕慢ニ諸余ノ法師一等云、

▲及一

(175) 定六〇二頁八行。

(176) 定六〇二頁九行。

(177) 定六〇三頁四行。

▲人ニ女

▲家一

▲競ニ並、▲蝮蝎ニ蜂蟻・毒虫之所ニ啖食一。徑ニ由シ恒河ニ抱レテ而渡ル。其水、▲舎ニ捨

▲若レ一

(178) 定六〇五頁五行。
▲經十の

(179) 止観云、

夫仏両説マシマス、一ニハ撰・二ニハ折ナリ、如キハ安樂行不レ称セ長短ヲ是レ撰ノ義ナリ、大経ニハ執持シテ刀杖ヲ乃至斬首一、是折ノ義ナリ、雖トモ与奪殊途一、俱ニ令シム利益一、弘決云、

夫仏ニ両説▲者○大経ニハ執持セヨト刀杖一、第三ニ云、護○法ノ者ハ不レ受五正戒一、不レ修威儀一、○乃至下ノ文、仙予国王等ノ文ナリ、又新医禁シテ云、

若シ有ラハ更マタ為ス、当ニ断タツ其ノ首一、如キ是ニ等ノ文、並ニ是レ折伏破法ノ之人、一切経論不ス出此ノ二見一等云、

(15) 丁裏

文句云、問、大経ニハ明三親附シテ国王ニ持チ弓ヲ帶シテ箭ヲ催伏セヨト惡人一、此経ニハ遠離シテ豪勢一謙下ス慈善一、剛柔一頑一乖ケリ、云、何ニ不ラ異一コト、答、大経ニハ偏論折伏一住ス一子地一、何ソ曾テ無ラ撰受一、此ノ経ニハ偏ニ明セトモ撰受一頭破作七分ト云、非ス無ニ折伏一、各ケ挙ケテ一端ヲ適フ時一而已等云、

(182) 涅槃経疏云、

出家・在家、護法トイハ取ル其ノ元心一、所為ニ棄事一存レ理一、匡弘マル大教一、故ニ言フ護持正法一、不三拘ニ小節ニ故ニ言フ不修威儀一、○昔ハ時平ナレ而テ

法弘マル、応シ持戒勿レ持コト杖一、今ハ時嶮シク而法翳、應シ持ツ杖一勿レ持戒一、今昔俱ニ嶮クハ、俱ニ持ツ杖一、今昔俱ニ平ナラハ、俱ニ持戒一、取捨得テ宜キラ不可一

一向一等云、

(179) 定六〇五頁六行。

(180) 定六〇五頁八行。

▲説御座ト十等トハ

▲○一

▲見一

(181) 定六〇五頁一〇行。

▲作一

(182) 定六〇五頁二三行。

(183) 夫撰受・折伏ト申法門ハ水火ノ如シ、火ハ水ヲ厭フ、水ハ火ヲ惡ム、

撰受ノ者ハ折伏ヲ咲フ、折伏者撰受ヲ悲ム、無智ノ惡人国土ニ

充滿ノ時ハ撰受ヲ前トス、如安樂行品一、邪智謗法ノ者、

多時ニハハ折伏ヲ前トス、

(16丁裏)

(184) 涅槃經云、迦葉菩薩白一、言ク、如來ノ法身ハ金剛ニシテ不壞一、而トモ未タ能知コト

所因云何、迦葉、以テ能護持スル正法一因緣ヲ故ニ、得タリ成就コトヲ是ノ金

剛ノ身一、迦葉、我以テ護持スル正法一因緣一、今得成就スルコトヲ是ノ金剛ノ身一

常住ニシテ不壞一、善男子、護持セン正法者ハ不受ケ五戒一、不修威儀一、

應シ持ツ刀劍・弓箭一、○如是一種々ニ說法一、然ルカ復不^{故ニ}能^ハ師子孔^ニ、○不^ス

能降伏^{ルニ}非法ノ惡人一、如ノ是^ニ比丘不^ス能自利^シ及ヒ利^{スルコト}衆生一、当^ニ知^ル

是ノ輩^{ラハ}懈怠懶墮^{ニシテ}、雖^ニ能^ク持^テ戒^ヲ守護^{スト}淨行^ヲ、当^ニ知^ル是人^ハ無^シ所^一

能^ク為^ス一、○乃至時^ニ有^テ破戒^{ノ者}一、聞^キ語^一已^ニ咸^ク瞋^{シテ}害^{セン}○法師^一、

是ノ說法者^ヲ設^ヒ復^タ命終^{ストモ}、故^ニ名^{ケテ}持戒^ト自利^シ々^{セン}他^等云、

(185) 法然云、未^レ有^ル一人得者[、]千中無^レ一等^{云、}

(186) 大日云、教外別伝等^{云、}

(16丁裏)

(187) 涅槃經云、

若善比丘、見壞法者、置不呵嘖^{驅遣拳処}、当知、

是人^ハ佛法中怨[、]若能驅遣呵嘖^{拳処}、是我弟子、

(183) 定六〇六頁四行「目」。

(184) 定六〇六頁一一行。
▲言ク十〇、▲何十仏ノ言ク

▲以テ一

▲能ハ十作、▲孔ニ吼

▲墮ニ惰

▲〇一

(185) 定六〇七頁五行。

(186) 定六〇七頁六行。

(187) 定六〇七頁一二行。

▲嘖ニ責

真声聞也等云、

疏188云、壞乱スルハ 仏法ヲ々々ノ中ノ怨ナリ、無クシテ慈イヌテ作親キハ是レ彼人ノ怨ナリ、能ク

糾治スル者是レ護法ノ声聞ナリ、真我弟子ナリ、為ニ彼除クハ惡ニ即是此

彼親ナリ、能ク噴▲者是レ我弟子ナリ、不ルハ驅遣セ者仏法ノ中ノ怨ナリ等云、

夫189積尊ハ娑婆ニ入、羅什ハ秦ニ入、伝教ハ戸那ニ入、提婆・

師子ハ身ヲ捨ツ、藥王ハ臂ヲ焼、上宮ハ手ノ皮ヲ

ハク、釈迦菩薩ハ肉ヲウル、樂法ハ骨筆トス等云、

〔開目抄要文上下 正和六年 二月廿六日 於御影堂 日堯〕

(17丁裏) 〔阿竭多仙人ハ十二年ノ間恒河ノ水

ヲ耳ニト、メ、耆菟仙人ハ一日ノ中ニ

大海ノ水ヲスイホス、如此ノ得通仙人※1〕

〔法華題目抄云、広略要中ニ要カ中ノ要也※2、上野殿抄云、末法ニ入ナレハ余経

法花経モ詮無、但シ南無妙法蓮経ナルヘシ云、吾祖ノ救コト下様ヲ如レ是ク、天子ノ珍膳ハ於ニ貧

窮ニ何シノ詮カアランニ〕

(17丁裏) 〔金光明経云、

〔188〕定六〇七頁二三行。

▲疏云一、▲人ノ一

▲噴ニ責

〔189〕定六〇九頁二行〔日〕。

▲等一

※1 『唱法華題目鈔』(定一九

〇頁一三行)。

※2 『法華題目鈔』(定三九五

頁二行)。

※3 『上野殿御返事』(定一四

九二頁五行)。他筆「法華

：何シノ詮カアラン」は、13丁

裏の他筆「十如：ンヤ」

と同筆か。

三十三天各生瞋恨由其国王縱惡不治^{※4}」

(18丁表)

^{(他筆)(一三二五)}
「正仲二年閏正月九日」

(18丁裏)

^(日延筆)
「此開目抄要文_{下上}日興上人真筆也、

富士山本門寺根源之重宝常住

為後代玉竜日延記之(花押)」

※4 『佐渡御書』(定六一三頁三行)。